九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

徳川幕府刑法贓物罪補考

石塚, 英夫 九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1647

出版情報:法政研究. 39 (2/4), pp.1-51, 1973-06-30. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係: 度をも明らかにすることを可能ならしめるものであったから、

徳川幕府刑法の贓物罪についていちおうの展望をうる

德川幕府刑法贓物罪補考

石 塚 英 夫

はしがき

盗物の世話をめぐる諸問

陰物買と盗物買の関係について

む す び

四 Ξ

は l が É

內容を御定書研究の基礎史料たる科條類典によって探り、(3) すべてを同第五十六条「盗人御仕置之事」のなかから摘出し、(2) た。その際筆者のとった方法は、 いうことにあった。この判例の追跡は、 る牙保、 筆者は以前、 寄藏、 故買、 「徳川幕府刑法における贓物罪」 運搬の諸形態との一致を見出すことから出発して、 これら御定書の各規定の成立事情やその 当時の基本的刑法典たる公事方御定書下巻のうち、贓物罪に関連する基本的条文の さらに御定書がその規定を欠いていた、 なる一篇を発表し、 同時に判例の検討を通じてこれを一層明確なものにすると それらにそれぞれ現行法における贓物罪の犯罪類型た 徳川幕府刑法の贓物罪についての概観を試み **贓物の収受に対する幕府裁判所の態**

という所期の目的はある程度達せられたと思われるが、なにぶん極度の紙数制限のもとでの執筆という不本意な事情 のため、 意をつくせぬ点も多く、結果としてははなはだ不充分なものを感ぜざるをえなかった。

げ、 において、 本稿はこのような事情と、 旧稿の不備を補うとともに、これをいくらかでも発展させようとしたものであるが、本稿では旧稿執筆後の研究 とくにその追及の不徹底さを痛感させられた、牙保、故買の二問題に焦点を絞り、 その後の研究による旧稿への反省をもととして、 再度徳川幕府刑法の贓物罪をとりあ あわせて当時の贓物罪

 $\frac{1}{2}$ 拙稿「徳川幕府刑法における贓物罪」(「法政研究」第二十五卷二・三・四合併号所収、以下、たんに「旧稿」と略称)

寬保元年極

2

すなわち、御定書第五十六條「盗人御仕置之事」のなかに、

の性格をもう一度考えてみたいと思う。

盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの

寬保元年極

盗物と存預り候もの

寬保元年極

陰物買

但年來此事ニかかり居候ものハ死罪

從前々之例

陰物と乍存又買いたし候もの

追加、 寬保三年極

盗物と乍存下直ニ買受候もの

家藏立忍入候盗人ニ被頼盗物持運配分取候もの

敲

敲

入墨之主敲

人墨之上敲

所排

敲之上輕追放

但配分不取候ハ、敲之上所拂

とあるものがそれである。ここでこれらを贓物罪の基本的條文のすべてといったのは、同じく御定書第三十八條

物出賣出買並船荷物押領いたし候もの御仕置之事」のなかに、

追加、寬保三年極

遭難風打荷いたし候殘荷物を盗取候船頭と馴合浦證文差出配分取候名主

於其所 獄門

死罪

追加、 同

同荷物自分土藏エ入預り置配分取候もの

のごとき、特殊な態様の贓物罪についての規定が存在するからであるが、もとよりこれらは右掲各條文を一瞥しても明ら 同百姓之內重立持運ひ世話いたし配分取候もの 重追放

かなように、難船という特殊な狀態における行為であり、一般的なものとは認め難いからである。なお、この問題につい

ては旧稿第三節ですでに論じたところでもあり、本稿では觸れない。

3 周知のごとく、公事方御定書は寛保二年(一七四二)、八代將軍吉宗のときに成立したが、御定書編纂に関する諸記録文 代漫筆」一五九—一八〇頁参照。 かりとしてきわめて重要な史料である。なおこの点については、石井博士「日本法制史概説」三七五頁、同「第五江戸時 条毎に分類、一書に編纂された。これが科條類典といわれるもので、御定書各條の成立の由来、趣旨内容等々を知る手が 書類はその後次第に散佚するおそれも生じたので、明和四年(一七六七)にいたり、これら御定書関係資料は御定書の各

盗物の世話をめぐる諸問題

旧稿でものべたように、 御定書第五十六条 「盜人御仕置之事」 は贓物罪に関して六箇条の規定をおいている

から

このうち現行刑法でいう贓物の牙保に相当すると思われるものはつぎの一条である。

盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの

ここで盗物の 「盗物と乍心附………酒食ニ泥ミ品々質入又ハ賣拂遣」すことなどを指すものであった。したがって、ここで(2) 「世話」とは、 判例によれば、 「盗物と乍存酒食ニ泥。賣拂遣又ハ追而賣拂遣可申と預り置」くこと「盗物と乍存酒食ニ泥。賣拂遣又ハ追而賣拂遣可申と預り置」くこと

いう鰄物の牙保に相当するものであったといってさしつかえない。(3) 「世話いたす」とは、要するに、贓物たるの情を知って、その売買質入等の周旋をなす行為であったから、現行法に

の規定を欠いていたという点にある。このことにつき、本条成立の由来を記した科條類典の記述はまことに示唆に富 ところで、問題は御定書が本条の行為につき、配分をとらざるばあいに関してのみ規定し、配分をうけたるばあい すなわち、科條類典によれば、本条はまず、

盗物と存質物或賣拂候證人ニ立候もの

家財政上 所(排生

という形で立案せられたが、 證人ニ立候も世話 たし候も同様之儀」という理由で斥けられ

盗物と乍存世話いたし配分又ハ禮錢貰候もの

重(5)

ゆえ、 二草案の否定されるに至った理由である。それによれば結局、 付相除」なる異論が出て、結局、冒頭に記したような規定の成立をみたものであるが、ここでとくに注目すべきは第(6) という形に改められた。しかるに、これについてもまた、 窃盗本犯の御仕置に准ずべき筋合のものであるといっているのであるから、それは一見、配分あるいは礼銭を 「配分禮錢貰候得ハ盗人同然候得 配分あるいは礼銭を貰うということは盗人同 ハ當人御仕置ニ

敲

受理 られ ことをのべていることからも明らかなごとく、立法者はこのような贓物の世話人を窃盗 である。 元来配分をうけて贓物の世話をするのは盗賊本人とも同じような情状にあるものゆえ、 n 議 たものであると考えるべきであろう。 の仕置に准ずべきことを主張しているにすぎないからである。 判例や評議の態度等から推 たから た以上、もは だが、このような印象は印象として、この文言をそのように読 にほ かならず、 ばそれ やたんなる はすでに贓物罪 その結果、 しても正しくない。けだし、 贓物 の世 逆に 話 0) 間 || 無償の周旋行為を規定することによってこ 題ではなく、窃盗の共犯として処理すべ 牙保にとどまらず、窃盗本犯と共犯関係 右の文言が盗 したがって、 むのは当の立法者の意図 人同然であるから「當人御仕置ニ 第二草案の否定せられた真の意味 きだとの にあるものと認むべきであるとす 0) その可罰的なるは当然と考え 種 の当人= のばあいを代表させるに 主張 いからは 行為者と峻別し、こ のようにもみえる点 なむろん、 准 その ずべき 後

庄助 安永六年。 候盗物と乍存致 それは 草案の線で重 間 儀傍輩彌助 (Ap*) (7) 甲府 カン 敲 盗 (世話配分不取もの敲之御定有之候得共配) 城屋町與右衞門方紛失物 (傍点筆者、 の刑が科されているのは、 取候衣類配分可取心底ニて質物ニ 判例法 上両者の取り 以下同) のごとくのべてい 扱 1, 件の に関 本条成立の事情から考えて興味ぶ 評 して差異のみとめら 議 置可遣と申合盗物之內惟子壹ッ貰候段不屆ニ付重因敵 るのはその一 ħ 例であるが、ここでさきに陽 たの かい(8) 0) 伏見町四 目 を見 候、、、 ts 申 郎 兵 相、 カコ 付 候 衞 **′**) 當、 り、ば、 た 例

議 に たに P 配分はとらず禮物として ここで問題に かか わらず、 その なる 取扱 0) は 南 いには差異を示していな どの程度で配る 鐐銀壹片貰受けた事例 分を貰 つ につき、 たとされ \ \ 0 すな かち、 たかである。 此 儀御定書 ニ 文化. 七年· 判 盗物と乍存世 例 無宿 は 概念 善藏 F 初筆 配 話 一分と礼 盗 しい たし配 Ų, たし 銭 とを区 候 分 件 不 别 取 0 評 7

られていた。(19) るが、これに対し、たんに の敲と有之此もの儀配分ハ不取申候得共禮物貰受候上は配分取候も同様ニ付…………重敲」とあるごときその例の敵と有之此もの儀配分ハ不取申候得共禮物貰受候上は配分取候も同様ニ付………重敲」とあるごときその例 「酒食ニ泥ミ」世話したにすぎぬものは大体御定書にいう「配分不取」ものとして処理せ であ

德兵衞 华。 與七盗いたし候一件、 織部中間傳助怪敷品賣拂候一件、(3) を受取ったものについて、敲之上所拂を科したものとしては、 はなかったもののごとく、 一件、寛政六年・南鞘町權次郎盗いたし候一件等があり、(1) 御定書の規定する意味・内容は大体以上のごとくであり、その法理は簡明のようであるが、実際にはしかく単純で 野州鹿沼宿ニ而捕候無宿惣七一件、(エン) 一件(9) たっては入墨之上敲の刑に科しているといった状態である。 寛政九年・神田新銀町新次盗いたし候 判例の上ではかなりの混乱がみられる。 寬政五年·本堂大和守中間富五郎盗物取捌候一件、(4) 寛政八年・信州無宿國藏盗いたし候一件、(8) 同じく世話料を貰った事件につき、 件等々は敲之上江戸拂に處しており、(6) 寛政五年・上州信州村々ニ而召捕候無宿七之助外貮人 たとえば、 盗物の世話をし、 寬政八年·作州原村二而 寬政七年·脇坂淡路守家來深 寛政四 配分は貰わぬ さらに、 年 小普 候無宿 寛政 請 から 礼銭 福 <u>JU</u> 原

生じた節もみられるのであり、 もっとも、 このような同種の事例についての判決の喰い違い そのことを示す好個の判例として、 は 贓物罪成立の根源となった本犯との関 か

文化二年・無宿熊八初筆盗いたし候一件

川越無宿

助五郎

又は不相應之品故盜物ニも可有之と乍心付酒食代錢拂呉候迚右ニ泥:質入い 右之もの儀熊八ニ 出 會候砌同 人儀金子所持い たし居候を見込止 印 致段 勸 たし遣右代金銀銭兩人ニて不殘遣捨候 メ 止 宿 い たし 旅 龍井 酒食代錢等拂

段不屆 ニ付敲之上 邨 追 放

右御定え引當候様ニては本人より御仕置重り候筋ニ有之又本人之所業ニ寄候て輕重有之候も如何ニ付肥前守 入候盗人ニ被賴盗物持運候もの之御定的當ニは無之ケ様之罪狀は入墨敲等ニ相成候盗人之引合ニも可有之處夫をも 候上は伺之通敲之上輕追放ニて可然哉ニ候得共熊八盗之始末を存知候て質入等 川大學 打合評議仕可申上旨御書取を以 伺候無宿熊八初筆盗い 被仰聞候 たし候一 件之內無宿助五 郞 御仕置之當別紙之通根岸肥前守取調申上相當之例 い たし遺候ニも無之候得は家藏 え忍 御 座

趣

置 此 ため 御下ケ被成候池田 し遣代金銀錢兩人ニて不殘遣捨候ものニ付右御定より品不宜候得共熊八盗之始末は不存事故本人之所業ニ寄御 を見込止宿可致段申勸旅籠幷酒食代錢拂貰又は 邨 儀御定書ニ盗物と乍存世話い 衣 |重可有之罪狀ニ無之家藏え忍入候盗人ニ被賴雜物持運配分取候もの之御定相當とは 類帶袴質入い 郎 筑前守火附盜賊改之節相伺候一 儀重敲可申付旨被仰渡可然哉奉存候 たし遺代金之内三分借請不殘酒 たし配分ハ不 取もの敲と有之助五郎儀は熊八に出會候砌同人金子所持い 不相應之品故盜物ニも可有之と乍心付酒食代錢拂呉候迚質入い 橋添勘定避谷大五郎召仕小もの藤八儀盗物と乍存金子借受可 (食ニ 遣 ひ捨候段 不 屆 = 付敲 と相伺 評議之上重敲と申 難申候間去ルヒ年 たし居候 評議 其 通

申

仕

濟候例二見合助五四濟候例二見合助五四

り 5 賊 挙げられる。 0) ば 家藏忍入之盜人に頼まれて贓物運搬をし(a) あいにも当然ありうるものであり、 かもこのような贓物の世話という罪状は本犯が家藏忍入之盗人のばあいに限らず、 すなわち、 本件は被告が本犯の行為については全く知らず、 ۲ たば れをもし家藏忍入之盗のケ あ \,\ 0) 御定に引当て、 1 これを敲之上輕追放に処するの スにあてはめて処断すれば、 贓物の質入だけをなしたもの 入墨敲に相当するような盗 は 力。 えって である 不当であ カン

であるから、 もどうかと思われるから慎重に評議するように、という老中の指令により、 賊本人の刑より重くなる脅れすら生ずる。そもそも盗賊本人の所業の如何によって贓物罪の刑の軽重が左右されるの 盗賊本人の所業によって本件の御仕置の軽重は決定できないし、ましてや家藏忍入之盗人に頼まれて贓 結局、 盗の始末を知らずに世話 したもの

物運搬をしたものに関する御定書の規定を援用するのは不当であるとして、重敲と評議決定したものであった。

わざるをえない。 人に頼まれての贓物運搬の規定を持出したところにそもそもの無理があるのであるが、それはともかく、本件におい人に頼まれての贓物運搬の規定を持出したところにそもそもの無理があるのであるが、それはともかく、本件におい て示された老中見解の御書取の内容こそ、当時の贓物罪が内蔵していた重要課題をまことに的確に指摘したものとい 本件は最初から贓物運搬とは全く無関係な牙保に関する事例であるにもかかわらず、これに家藏忍入之盗

もちえず、したがって本犯の種類によって、 げながら、 盗人之御仕置輕重ニ寄盗物持運遣し候もの之御仕置差別は有御座間敷哉ニ奉存候」とのべ、贓物運搬の事例をとりあ(3) は ニ被賴盜物持運候もの之御定は無御座盜物持運遣し候ものは全く盜賊之同類ニ無之候ニ付盜之始末不申合もの故本人 生かされず、 しかるに、これを受けた評定所の評議の過程では、わずかに町奉行根岸肥前守が私見として、「……尤忍入ニ無之盗人 間接的ではあるが問題の核心に追った見解として注目を惹く程度で、結局これも評定所としての評議という形で **贓物運搬罪が盗賊本人との共謀のないことを前提とする以上、当然窃盗の内容についても立入った認識を** 前述のような歯切れの悪いものとなってしまったのであった。 その刑の軽重も左右されないのではあるまいか、 と主張していること

長文をいとわず左に掲げることとする。 乱をそのまま放置するという結果となってしまったのであり、そうした状態を窺知しうる、文政元寅年十月の書付 この曖昧不徹底さは、結局この問題に対するなんらの指針をももたらすに至らず、事柄はいよいよ錯綜し、 例 0)

剧

兵

儀民藏持參候

品

ハ

盗物と乍心

附

世

話

1,

たし遣し

候

ハ

7

德用

b

可

有之と賣拂又

/\

質入い

た

L

遣

右盜

取

候

反

と申

Ŀ

其

通

相

濟候處去ル巳年評

議

= 御下

ケ被成候大林

彌左

衛門火附

盜賊

改

勤

一役之節!

相

伺

候

下

總國

取

手宿

番

非

Ĺ

五.

怪 面、 ₺ 0 御 仕 議 仕 候 趣 申 候

付

たし 止 大學火附 食 評議仕申 人之所以入墨 知候 遣し右代金銭 宿 被 ·儀久兵 振 1, 舞爲禮物錢貰受候不 丽 月廿 l 盜 候, 賊 旅籠并酒 改 理相心得可: ・、、、、 一辆人ニ |参相 勤役之節相 食代錢 賴 而 候品 車、 不 - 旨被仰聞承知 | 残遣ひ捨候段不届ニ付……… 屆 等拂貰又 伺 盜 物 候 = 篃 有之右躰之罪狀御 = 越 知、 無宿 ハ 可有之と乍心 仕、 不 相 助 應之品 五 郎 儀熊 仕置 故 附 盗物 八 酒 出 當 食 御、盗 趣 伺 會 n = = 定、人 候砌 P 前 泥 打 之通敲之上 江引當八二被賴 合評 可 : 々 有之と乍心 ょ 藚 同 議 人 り 拂 質候様ニ而ハー 製造物持運候 仕 儀金子所持 至 遣 可 輕 配 而紛敷文化二丑 申 追 分 上旨御 放 附酒食代錢 *>* \ 取不 = 本人より知いまの之御口 丽 Ų, 書 たし 可 申 7然哉ニ 取 候 3拂呉侯: を以 居候と見込止 年 得とも右代金 御、定的 誶 候得共 被 議 迎右 仰 置、當 = 重、 御 聞 重、ニり、ハ 下 評 泥 議 一錢之內 宿 被 미 質 致 成 重 候

_

而

戸

勸

斷之節 之內爲禮物貰受候段不屆ニ 件之もの 議之上敲之上江戸拂可 相 · 共江申 伺 候淺草寺 渡と申 地 上右、中付 申 妙 德院 付重敲可申付處非人之儀 ハ、處 死、非 、罪ニ相當候盗人之引合、人之儀ニ付相當之仕置 地 借 傳 兵 衞 店平 藏方 = ロニ有之猶又去ルケロの申付處病死い 居候松 付相當之仕置 五. 郞 儀字之助 可 午年 申付旨 たし 裈 相 候 賴 議 段追而 申渡穢多 候髪差不 = 御 下 申 ・ケ被成! 頭彈 Ė Ī 候 芝品 左 ニ付其段彈左衞 候大林哥 衞門江引渡と = B 미 彌左衞 有之と乍 相 門 右 伺 評

安藤彈 附 來、助、其、ハ、人、紛、躰、 分 武 六、五、通、死、之、様、紛、とた、郎、相、罪、所、極、敷、申 生 議之上 州 設 ハ 取 横濱村 蠟等賣 人 之、御、濟、二、業、置、罪、 不 正 = -相 通、仕、候、相、二、申、狀、 申 小 重 佛造 弼 百 置、以、當、不、度、を、 候 兩 立. 得 三、來、候、拘、先、此、 と申 相 釂 姓 虚七方 付、ハ、盗、評、達、上、 とも 共右品之內世 拂 L 伺 配分 御、多、人、議、而、先、 候 <u>-</u>: 遣 其 ሀ디 配 ツ 通 分 = 取不 居候 谷 相 ハ **鹽町** 候、振、ニ、上、上、を、文 濟 取 話 旨、夫、追、ハ 申 右、不 御、合、而、 鰸 書、を、敲、今、々、ひ、入 候得共右代金錢之內世話料貰受候段 萱 ハ・申入・候 料 次 取、以、之、般、御、御、墨 貰受候段不 郞 Ţ 墨、得 目宇 之上 同、御、上、御、仕、仕、 儀岩吉外二 樣、仕、江、書、置、置、置、 敲、共 之、置、戸、取、當、附、重 ニ、右 店 相、代 御、申、拂、を、り、候、敲 趣、付、と、以、取、様、二 當り候 佐. 屆 人 兵 意、候、申、被、調、ニ、相 = よ 衞 付 ニ、儀、上、仰、申、而、當 而、二、同、聞、上、ハ、候 買 盗、禮 1) 儀 被 取 長 御、ハ、年、候、候、往、盜 人、物 之引いと 遺 助 尤、御、之、二、處、々、人 賴 三、座、松、付、怪、猶、之 奉、候、五、猶、敷、又、引 ひ受候 候 直 L 合、て 品 滅 南鐐銀 1 存、得、郞、又、品、混、合 不 候、共、ハ、再、と、雑、ニ 品 正 1) 茅 被 間、今、入、應、乍、も、有 之品 共 屆 然處 賴 別、般、墨、評、心、可、之 取 紙、御、蔵、議、附、仕、石、 と乍 = 候 去 付 밂 先、書、ニ、仕、世、儀、之、 敲 (受候 伺 盜 丑: 例、取、相、候、話、二、通、 心 之通 年 書、之、當、處、い、付、度、 附 物 拔、御、り、前、た、以、ダ、前 落 段 利 = 之、趣、候、書、し、來、之、拂 上 \$ 議 德 不 申 屆 内、意、盗、去、候、ハ、先、と 可 = 御 其、ハ、人、ル、も、本、例、相 泥 有 = H 下 之と乍 節、前、之、巳、の、人、區、伺 付 3 井 渡邊孫 評、書、引、年、御、之、々、評 買 ケ 敲 議、支、合、之、任、罪、三、議 申、化、二、番、置、狀、付、之 被成 乏上 取 文 心 候 附 江. 上、二、而、非、當、二、得、 左 火附 と、敲 衞 候、丑、重、人、之、寄、 用 拂 趣、年、融、五、儀、御、取、之を、之、と、郎、盗、仕、調、上 日日 趣、年、敲、五、儀、御、取、 捌 遭 相 盜 Ł = 賊 相 以、無、申、兵、賊、置、處、江 L 伺 泥 以、宿、上、衞、笨、芣、若、芦 配 候 3

家藏 運 江. 配分取 忍 入候 候 盗 b 人 任 の之御定 賴 盜**、** 之始、 __ 准 末、 乍、 L 敲 存、 之上 盜、 物、 世、 追 話、 100 た、 U 洛、 金、 錢、 之、 內、 貰、 受借、 受候、 \$. 0, **ر ۲** ۲ 家藏 冮 忍 入候 洛 人 被 賴

盜

盜之始: 末 ハ 不 存怪敷品 重、 世を作 敲、 ì 附 世 話 1, たし 洛 金錢之內貰 受借受候 b 0) 洛 賊 本 人之所 業 = 不 挏 文 化 丑 年之

舥

宿

助

五

郎

例

=

見

合

 $39(2-4\cdot 10)156$

兵衞 外二例 一見合敲、

盗之所業敲ニ當候當人之引合ニ 而盜物と乍存世話 いたし禮物等貰受又ハ酒食被振舞候も

是ハ 盗賊 本人敲 = 相 當り 候上 ハ本人より 御仕置 重り 候 而 ハ不 相當ニ 付 敲又 ハ の転 のニ 至候 而 手 鎖 而

b 可 然品 と可有御座候得共差當先例も相見不申其節々之始末ニも寄可申哉 = 付御仕置當り此 節 取 極候

而

難申上候

盗賊等之所業并行衞又ハ被盗主も不相知候とも怪敷品と乍心附世話いたし候も

Ō

是ハ盗人之所業治定不致候方穩 ニ付前 書同 様之趣意ニも可 有御座候得共是又差當り先例相見不申右 御仕置

右之趣ニに = 付先例 書拔相添相伺 申候以上

寅十月紀

右書付 を 覧してまず考えさせられるの は、 当時 0 贓物 罪 K おける窃盗本犯のウェ 1 トの 問題である。 けだし、 書付

う方法をとっているからである。 の内容を構成する評定所一座の評議は、 ただ、 この点について老中は、 終始贓物罪をその個 々の事案の本犯との関係で把握し、 今 回 0) 評議にお いてもさきの文化二丑年の評議 これを処理するとい

盗賊本人の所業にこだわることなく評議するよう指示しているが、 評定所評議はこれに対しても御趣意御尤とい

おう尊重する構えはみ 난 ながら、 依然として前述の 姿勢は崩さず、 その結果つ Į, に贓物罪に関 以する四次 箇 條 0 準 則

導き出すに至っている。

以下、 この準則を逐次検討してみると、 まず第一 条はい、 わゆる忍入之盗に関連する贓物の牙保について、 これ を

二条本文の規定にしたがって重敲に処するならば、 御定書 からであって、このことは当時の幕府裁判所が贓物罪の科刑は少なくとも本犯のそれを超えるものであってはならな の処理をなすべき旨規定している。 いは品軽きものにいたっては手鎖でも差支えないが、 われたにすぎな べきことを明らかにしたものであり、 その贓物の牙保は盗賊本人が敲相当である以上、 のばあい盗金銭 0) 「家藏江忍入候盗人ニ被頼 いものは同様、 の一部を貰受け、 敲と規定したものである。これに対し、 盗物持運配分取候 けだし、これは第二条との 第二条は窃盗本犯の あるいは借受けたものは盗賊之所業にか 盗賊本人の刑を上まわることになり、 これより御仕置が重くなるというのは不当であるか このようなケースには適当な先例もないことゆえ、 もの 浴. 敲之上輕 の始末は知らず、 関連で、 追放」とい 第三条は窃盗本犯の科刑が敲に相当す 窃盗本犯の科刑が敲相当のばあ う規定に准じ、 かわらず、 その贓物の牙保をなしたるも Ų, 重敲、 かにも不当と考えられ 敲之上 たんに酒 痤 臨機に適宜 5 追 食 敲 れ を振 に 0) を第 処 あ 関 あ る

から ょ お 本条は「是ハ盗人之所業治定不致候方穩ニ付………」とのべて、 も明らかでないもので、 しかるに、 いて処理する態度を貫い 知らなかったにせよ、 前条同様の線で比較的軽微な処理をするよう指示したものであり、 以上の第一条ないし第三条は、 第四条は牙保の行為者がその盗の始末を知らない 盜 客観的には本犯の盗の始末そのものは明らかになっているばあいに関するものであった。 7 賊の行衛、 UN る。 ある すべて贓物牙保の行為者が行為のとき、 Į, は被害者すらも不明のようなばあいに関するものである。 のは 本犯の むろん、そもそも盗賊等の 盗の始末が確定してい これまた贓物牙保の行為を本犯との 本 犯の 盗の始末を知っ 所業そのものが客観 ない点だけ無難である これに対し、 7)関連に たにせ 的に

いと考えていたことを示すものであろう。

以上、 n われは文政 元寅年の評議 を 通り考察してきた。 それによれば、 德川 幕府 刑法の贓 お ある

則にい に窃盗罪と密着した形で生起する犯罪であるため、これらの処理にあたる幕府裁判所の現実的な判断が、こうした態 のは何か。 意味では劃期的な意義をもつ筈のこの文政元寅年評議も、 った。このように、 たるまで、 いまこれを俄かに臆断することは困難であるが、あるいは贓物罪そのものが、その性質上ほとんど必然的 贓物罪をあくまで本犯との関連で把握するというゆるぎない立場で終始していたことが明らかとな 評議が頑強に贓物罪をその前段階たる本犯と切離して取扱うという方法を採らなかった所以のも より合理的なものと感じさせたためでもあろうか。 その最後のいわば 評議の結論部分に相当する四箇條の 進

に、 の種 それはともかく、ここに確定をみた贓物罪処理の指針は、 0) 「書面評議仕申上候通相心得可申旨被仰聞承知仕侯」とあるごとく、以後この決定は「寅年評議」と称され、こ ·問題に関する幕府裁判所の準則として採用せられることとなったのである。(25) (26) その内容の当否は別として、 この書付の標題のすぐ後

度なり方法なりを、

面にあらわれた一、二の問題点を指摘しておかねばならない、すなわち、 三、この評議に則って処理された事例は枚挙にいとまがないが、 われわれはここで本評議の性格に関し、 その運用

に関してもやはり本条を適用した、天保十年・今魚町無宿入墨利吉盗いたし候一件が挙げられる。 その第一は、 そのもっとも顕著な例としては贓物の牙保、 本評議が必ずしも固有の贓物の世話に関する事例のみに適用されたものではなかったということであ 故買、収受、寄藏といったもろもろの贓物罪を一時に行なったも すなわち、

長崎今魚町

紋作借家

右之もの儀無宿入墨利吉ゟ質入之儀被相賴釜幷買取鍋ハ盜之品ニも可有之と乍心附 釜貳ツ代錢五百文ニ質入遣鍋壹

ツ

代、

錢、

貮、

百、

「文、 文、

買、

取、

たはこ入壹

ッ貰受賣拂代錢六拾四文遺捨

其上

盗.

物

=

可有之と乍存品

々、 預、

(り置)

候、

始

末不

屆

付買 取鍋 并預 ŋ 置 候品、 とも取上 重敲

敷品と乍心付世話 此 儀怪敷品と乍心 附 Ų., 世話 たし盗金錢之內貰受借受候もの盗賊本人之所業ニ不 l, たし 候 もの 御仕置 當之儀ニ付文政 元寅 年. 評 議 拘重敵と有之ニ見合買取并預り置 Ų, た 中 E 候 書面之內 · 盜之始 末 不 存 怪

重敲

П 置 筋ニ 一無之候 間 何之通買取幷預り置候品とも取上

持

評 議之通

のである。 ここにいたっては、この評議二条にいう「世話 の被害者たる所有者 の物に対する追求権を困 難ならしめ いたす」とは牙保はもとより、 る一切の行為を包括的に規定しているものとさえ感ぜら 故買、 寄藏、 収受等もろもろの、 本 犯

をし、 本条の か 第二 ったという点である。いいかえると、この評議二条の規定する構成要件はすでにみてきたように、 は第 適用を認めるというのであるから問題はきわめて大きいといわざるをえない。すなわち、文政六年・上 V 「盗金錢を貰受借受」けるという二項目から成っていたのであるが、このうち第一のものを全然欠いていても たし 候一 の傾向とは全く逆に、 件之內品川歩行 新宿新助御仕置評議に、 本評議の適用にあたっては贓物の世話という行為は必ずしも必要要件とはされな 臧 物 0) 世

儀も 世 候儀ハ無之 儀怪敷品と乍心附世話 話 無之品輕 1, た し盗金錢之內貰受借受候もの 1 たし 候 E 0) 御仕置當り之儀ニ付去ル寅年評議仕申上候內盗之始末ハ不存怪 八盗賊本人之所業ニ不拘重敲但右之內酒食被振舞候迄 金 敷品と乍心

候

此

評議之通濟(29)

収受の一形態とみられぬこともないから、 所のこのような態度も、たとい贓物の世話はしなくとも盜金銭を貰受けるのであれば、それはそれでいちおう贓物の 物たる金子まで貰受けた以上、評議二条本文の規定するところとなんら差別はないといいきっている。もとより裁 あてはめることも肯けないこともないかもしれない。 とあるがごときその一例で、ここでは贓物の世話はしなくとも、 前述第一の裁判所の傾向からすればこれをもって本評議二条本文の規定に 旅籠代、 酒食代を盗人から支払って貰い、さらに贓

かるに、判例はこの立場をさらに発展させて、 贓物の世話はもとより、 盗金銭の貰受借受の事実もなく、 たんに

独特の論理を展開して評議二条但書の規定を適用している。すな

わち、つぎのごとし。

盗賊より酒食を振舞われただけのものに対しても、

文政士一年・三河町裏町藤八召仕辰藏取迯いたし候一件

南新掘貳丁目

彌八店

重藏方ニ居候

久五郎

ものと酒給合其上辰藏儀多分之金子所持いたし候趣申聞料理茶屋江參り酒食可振廻旨申候ニ付怪敷儀とハ乍心附附 隨ひ度々酒食等被振舞候段金錢等德用いたし候儀ハ無之候得共右始末不届ニ付敲 右之もの儀辰藏を金子取迯いたし候ものとハ不存同人儀重藏方江參り酒給候節相手ニ成候様申聞候迚知人ニも無之

1) 郎 合敲と申上 例之當時 此 ·候様中! 不存怪! 儀去 方ニ居 ル 候迚任其意調物いたし候節金子多分所持い ニ付重敲と相伺評議之上伺之通と申上候例も有之候間旁前書但書ニ見合伺之通敲候迚任其意調物いたし候節金子多分所持いたし候ニ付怪敷儀と乍心附同道いたし 候 無宿半兵衞儀も今般之久五 寅年怪敷品 市平儀紋次二出會候砌酒食可致由申 候儀ニ而右之外ニも去ル午年評議ニ御下被成候長井五右衞門火附盜賊改之節相伺候三河町三丁目 と作心 附 世 話 V > 部同 たし候 .様之ものニ候處其節評議之趣も世話 E 0) 御 ·聞候得共金錢持合無之旨相斷候得 仕置當之儀ニ付評定所 座 しい 評 たし 議 ハ同 仕 候廃之有無ニ不拘右但 申 ||人所持いたし候間 --候 駕籠 書面 賃旅 貮 グケ條 籠酒食代 目 [盗之始 緒 計 庄五 拂貰 三見 __ 參

評 議之通 濟30

段不屆

金銭が盗金銭たるの情 いうまでもなく、 この仕置 を知りながら酒食を振舞われただけのものを指すと解する点にある。ところで、本条但書と 例 の骨子は評議二ケ条目但 一書を、 鰄 物 0 世話 0) 有無にかかわらず、 その支払に用い 5 れる

但右之內酒食被振舞候迄 ニ而金銭貰受借受候儀も 無之品 一軽もの ハ敲

5の

カン

書を本文から独立させて、 あろ とい Ø. 50 うものであって、 盗金銭を貰受借受とい したがっ て、 <u>~</u> ここに ħ たんに情を知 は う行為にまではいたらぬ、ただ酒食を振舞われた程度の品軽きものと考える「右之内……」とあることによっても明らかなように、これは本文規定の構 って盗人 ハから酒 食 \mathcal{O} 振舞をうける行為と限定してしまってい たも のとみるべきであるのに、 る。 本 件 0) 成、 n 評 が 要、 通 华、 は 議 常 明 は Ø) **** ない 但 で

を感じ た幕 力。 に 府 無 理 な 裁 (判所の考え方からすれば、 な カュ つ 解釈とい たものであろう。 わざるをえない が、 そのに 但 すでに二条目本文 .書の構成要件からも同じようにこれを排除してしまうことにはさして への構成で 要 侔 0 な 办。 か 6 臟 物の世 話 を除 しい 7 しまっ 7 V

して、 とい 容という、 るをえま が な 有償 だが、 んら関 ら 基本 で行 贓物罪その あらためて考えてみるまでもなく、そもそも贓物罪にお 係 B 間 わ 0 題にたち ts n 9 とも典型的 の本来二次的 た U ·副次的· もの か否 かは、 かえっ 0)成立要件であるかのごとくなってしまったとい(3) な要素でし な法の推移変遷の姿をわれわれにみせてくれ Ę その な問題であるべき盗金銭の貰受借受という事実が、 事柄 犯罪 かない筈である。 の成立のつぎにくる大きな問題ではあった。 O本質をみるならば、 もちろん、 有償無償 すでにみてきたように、 し、 て牙保が有償に行 0 間 ら歴史的 た好個の 題 は所詮二次的 事 事 本体であるべき牙保の行為 しかも 実は、 例ということができよう。 わ れ 德川 なお、 制定法 な事 たか 否か 柄 刑 牙保罪 0 法 で にあ は 判 L 例 か その って K な 0 成 よる修 立不 成立に とい カゝ 5 牙保 成 わ は 立 7 立

鰄 物が 四 以上、 特殊な意味をもつ わ n わ は 贓物の牙保について 一 ため、 特別な取扱い をうけたばあいについてのべておこう。 通り考察してきたが、 最後にその 特殊なばあいとして、 牙保 の客体 たる

ts わ も 牙保の 客体たる贓物が公儀の物であるばあいに関し、 天保七年・牛込拂方町 利 八店八 (助事) 松五 郎 外 貢 人

不屆之取計いたし候一件評議には、

と心 此 儀吟味書之趣 附 候得 = 丽 ハ 儀 助當番· 候、相 怪、成 今般之儀 乏節 敷品、間 御不 と、斷作、も 斷 賣 甪 拂 心いい 反 心附世話い、 遣候 古類之由 反 占 たし候も一条受其後御三 中聞賣 類 に候もの御仕界後御下男組芸 佛吳候樣都 置、頭 |當り之儀ニ付文政元寅年之評、小堀新兵衞ゟ尋受候迄押隱罷 合拾壹度賴受候間 付文政元寅年之評議 度々之儀故 在 追 濟、候 而 由 加 通、有 何

公儀御品之段兼 議ニ御下被成候大坂町奉行相伺候當時無宿平七事源藏儀死亡佐兵衞ゟ賣拂之儀相賴候品 而辨居殊數度賴受如何と乍心附猶取扱禮錢貰受候ものニ付右評議濟江ハ難引當候間文化元子年評

御城内之銅物を同 敲之上重追放と相伺評議之上存命ニ候ハ、入墨之上敲と申上其通相濟候例ニ見合此ものハ相違之儀申立候廉 人盗取候儀ニも可有之哉と乍心附引受佐七江賣拂遣代錢之內德用取候段旁不屆ニ付存命 = 候

評議之通濟32

有之候得共右ニ而御仕置重り候筋無之候間例同様入墨之上敲

の之儀」について規定したものであるとなし、本件は贓物が公儀の物であって、 とあるが、これは文政元年寅年の評議にしたがって重敲と伺った掛奉行の見解を、 「一通り之物」ではないから適用で 該評議は「一 通り之盗品 取 級候,

きないとし、入墨之上敵を申渡したものである。

同様に、特別な場所にての窃盗による贓物を取扱った事件に關する、(33) 天保九年・神田松枝町金五郎方ニ居候夘八外

六人御場所柄ニ而盗いたし候一件評議も、

買取間敷旨嚴敷町 此儀吟味書之趣ニ 觸有之候處外八儀燒銀持參賣拂吳候樣相賴候節右御場所ニ 而ハ當三月十四日西丸炎上ニ付前書夘八外四人を焼銅物類取片付人足ニロ入いたし其砌右銅 而盗取候儀と相察候得共世話 類

賣拂遣候由ニ付紀伊守申上候例之直藏ニ見合強而輕重も有御座間敷候間例同樣伺之通入墨之上中追放

評議之通濟(31)

?

とのべて、やはり入墨之上中追放を申渡している。

このように、 贓物が通常の物 その世話をする行為も一般の仕置、 すなわち文政元寅

年の評議はその適用を排除されたのである。(3)

- $\widehat{1}$ 御仕置例類集、古類集、拾三之帳(以下たんに「古類集十三」のごとく略稱して引用) 丁目三右衞門元抱非人當時無宿常藏盗いたし候一件。 (七九八) 寛政十二·三十間堀七
- 2 古類集十三(八〇〇)寛政十二・品川無宿ひきまと小僧長次盗いたし候一件。
- ここでいう

 贓物の牙保には、

 自分が直接世話するのではなく、

 人が盗物の

 質入等

 贓物の牙保を行わんとするのに助力する るのに自分の印形を貸してやる行為も本条に該当するとしたのはその一例である。 盗物と

 生存世話いたし配分不取もの

 敲と有之候御定ニ准し

 敲」とのべて、

 胡亂に思いながらも、

 贓物罪の行爲者が質入す 共梅藏江印形貸遣し同人儀政藏外壹人ニ被頼候迚多分之品質入いたし候を胡亂ニ乍存其分ニいたし置候段重モ之不属ニ付 行為も含まれる。たとえば、續類集十三(九)文化十二・無宿田右衞門盗いたし候一件評議で「此儀外之不埓も有之候得
- $\frac{1}{4}$ 徳川禁令考後集第三(以下「德禁後三」のごとく略称)一九三頁。科條類典によると、本草案は「是者享保十九寅年本所 表町三右衞門と申もの盜物質物證人ニ相立候段不属至極ニ付家財取上追放」なる先例により立案されたものである。
- 5 德禁後三、一九三頁。
- 6 德禁後三、一九四頁。
- 古類集十三(七八九)安永六·甲府城屋町與右衞門方紛失物一件。
- けだし、ここで援用されている元文二巳櫻田伏見町四郎兵衞寄子庄助一件というのは、第二草案立案の際の根拠となった **先例であるからである(德禁後三、一九三頁)。すなわち、科條類典によればその先例というのはつぎのごとし。曰く、** 是者元文二已年櫻田伏見町四郎兵衞寄子庄助傍輩彌助盗候衣類配分可取心底ニ而質物ニ置可遣と申含盜物之內帷子壹ツ 貰候段令白狀不屆ニ付重敲申付
- 9 新類集十四 ら金を借りたものにつき、配分取候も同様として重敲に処した、撰述格例初篇六ノ下(十八) 寛政五・上州高崎ニ而召捕 いたし候一件等も同趣旨とみられる。 候無宿儀兵衞權次盗いたし候一件参照。 (七九六) 寛政十・大坂廻船梁久丸之積請候商荷物盗取候一件、新類集十四 (三九六) 文化九・上州藤岡町藤吉盗賊之宿 (三九五)文化七・無宿善癡初筆盗いたし候一件。同様に、贓物の世話をして配分は取らなかったが、本犯か。 古類集十三

これに対し、新類集十四(三九七)文化十一・無宿安五郎盗いたし候一件評議は、 「此儀質入いたし遺候品は盗物とハ

たし遣し禮錢貰ひ請候ものよりハ品不宜然なから酒代錢貰ひ受候とも配分請候とは譯違可申享和元酉年評議ニ御下ケ被成不存由ニ候得共度々相頼如何之儀と心附候上は強て相頼候迚質入いたし遣し酒代錢貰ひ請候段一ト通ニ盗物と不存質入い にならぬとした。 置候給物代錢返し呉可申旨申聞候ニ泥ミ右品々請取持歸り右之內賣拂遣殘之品は追々賣拂遣し可申と預り置候段不屆ニ付 越候處八十八儀衣類帶火事羽織等不相應之場所より持出し相頼候ニ付全盗物と乍心附八十八より貸錢貰ひ受又は清花え貸 預り置候品取上敲と相伺評議之上伺之通と申上其通相濟候例ニ見合酒代錢取上敲」とのべて、酒代を貰ったは配分の受領 候岡部內記火附盜賊改勤役之節相伺候淺草東仲町庄兵衞店忠助儀清花ニ被賴八十八賣拂候品致世話候積對談いたし同道罷

(10) たとえば前掲註(1)(2) よ。 けて重敲を科した例もある。すなわち、古類集十三(七九四)寛政七・當時無宿庄助盗いたし候一件のつぎの仕置例をみ 所引判例のごとし。ただし、全く同様のケースでありながり、敲と伺った掛奉行の見解を斥

小船町武丁目

源兵衛店

平十郎

し爲貸附候段不属ニ付敲之上家主源兵衞え引渡 右之もの儀不正之品と乍心附酒食ニ泥ミ反物帶地買取賣拂又ハ質入いたし或ハ預ケ置金子借請遣し右金子之內世話いた

此儀盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの敲之御定ニ見合此もの儀は酒食ニ泥ミ世話いたし候段趣意不宜候間重敲之

上家主源兵衞え引渡

評議之通濟

11 撰述格例初篇六ノ下(二三)寬政五・上州信州村々ニ而召捕候無宿七之助外貳人一件。なお、本件は贓物の世話をし配分 置例をも合わせ援用して処断している。 はとらず礼錢を受けたケースに関するが、 通常の判例と趣を異にし、 御定書本条のほか、 御定書ニ添候例書二十の左の

盗物と不存質ニ置遺禮金取候もの御仕置之事

寬保三亥年閏四月御仕置之例

浅草醬願寺門前

主ニ成質代金之內壹分三百文貰候段不届ニ付敲之上所拂可申付哉と相伺其通被仰渡候事 此權七儀盜物とハ不存由申候得共住所も無之郡右衞門儀衣頻品々持チ参質ニ置呉候樣ニ申付商元手可貰出所も不糺質置

すなわち、判決全文を示せば

安藤對馬守殿御差圖

御勘定奉行根岸肥前守懸

堀屋文右衞門代官所 武州兒玉郡本庄宿

熊次郎

右之もの儀友七持参いたし候品ハ盗物之由乍承宿内彌三郎方互質入いたし遣禮錢三百文貰受候段不屆ニ付敲之上所拂 右御仕置附

12 撰述格例初篇六ノ下(二六) 寛政六・南鞘町權次郎盗いたし候一件。本件も前註(11)所引仕置例同様、 右盗物と乍存世話いたし配分不取もの敲と有之配分之筋ニハ無御座候得共友七ゟ錢三百文貰受候不埓も有之御定書ニ添 贓物の周旋をし

13 撰述格例初篇六ノ下(十四)寬政四・小普請福原織部中間傳助怪敷品賣拂候一件。

商元手錢として金を借りうけたものにつき、例書二十を援用して敲之上所拂を申渡したものである。

- 14 撰述格例初篇六ノ下(二一) 寛政五・本堂大和守中間富五郎盗物取捌候一件。
- 15 撰述格例初篇六ノ中(二十)寛政七・脇坂淡路守家來深山與七盗いたし候一件。
- 16 撰述格例初篇六ノ中(十) 寛政九・神田新銀町新次盗いたし候一件。

- 撰述格例初篇六ノ上(二三)寛政四・野州鹿沼宿ニ而捕候無宿惣七一件。
- 18 古類集十三(七九五)寛政八・信州無宿國藏盗いたし候一件。
- 19 撰述格例初篇六ノ中(六)寛政八・作州原村ニ而捕候無宿德兵衞
- 20 新類集十四(三九一)文化二・無宿熊八初筆盗いたし候一件。
- 21 これは通常忍入之盗と呼ばれる盗賊であり、御定書第五十六條「盗人御仕置之事」は、これについてつぎのごとく規定し

享保五年極

家內江忍入或土藏杯破り候類

金高雜物之不依多少

なお、 する詳細は、 ての「メりの厚薄」をめぐる論議は被疑者の「死生之境」を決するものとして重大な意味をもったのである。窃盗罪に関 るが、なかでも「忍入之盗」と「戸明之盗」 はその区別をめぐって判例法上精緻な法理の展開をみた。 すなわち、前者 「メり薄キ所え這入」って窃取するものであって入墨重敲に処することとしていたから、両者を分かつメルクマールとし たとえば「錠を明ケ又はしんさしを外す」 等の強力手段によって家内に侵入窃盗するもので死罪に処し、 御定書は通常の窃盗罪を「輕き盗」「途中之盗」「手元之盗」「忍入之盗」「戸明之盗」等に分かって規定してい 平松義郎教授「德川幕府刑法に於ける窃盗罪」(國家學會雑誌第六十五巻五・六・七號、同十一・十二號)

は、

22 ただし、これに対しては本文記載の川越無宿助五郎一件の仕置例のすぐ後に、別紙という形で担当奉行のつぎのごときい

い分が載せられている。

五郎

盗人ニ被賴盗物持運ひ配分取候も同様ニて盗物と乍存世話いたし配分取候もの之御定ハ無御座候間家職え忍入候盗人ニ 子所持いたし候を見受申勸止宿為致旅籠代酒食代錢拂貰ひ盗物所々え質入いたし遺し代金錢も熊八兩人ニて遣捨候上は 右盗物と乍心附質入いたし遺候而已ニ候得は盗物と乍存世話いたし配分は不取もの敲之御定ニ相當候處此ものは熊八金

 $(2-4 \cdot 22) 168$ 39

被賴盜物持運ひ候もの之御定ニ准し伺之通敲上輕追放

川越無宿

助五郎

根岸肥前守

もっとも、

これに対して本文記載のごとき老中の意見もあったので、さらに、

申候ニ付獪例をも取調候處別紙之通類例も御座候間右ニ見合候ても伺之通敲之上輕追放被仰付候方ニ可有御座哉ニ奉存 質入又は賣拂之世話いたし禮錢等貰受候ものとも品違ひ可申候哉然共御尋之通盗物持運ひ遣し候もの之御定相當とも難 候ものニも無之候間右御定相當ニも有之間敷段被仰聞御尤奉存候然處助五郎儀ハ………ものニて一通り之盗物と乍存 て可然哉と申上候處忍入ニ無之盜人ニ被賴雜物持運ひ遣し候ものは御仕置差別も可有之哉助五郎は全く盜物持運ひ遣し 右御仕置當り之儀盗人ニ被賴盗物持運ひ配分取候も同樣之趣意ニも可有御座と見込右御定ニ准し伺之通敲之上輕追放に

とのべ、いくつか類似の先例を挙げて反論を試みている。すなわち、安永二巳年・牧野大隅守掛の千助事松五郎外壹人一 であるという判断が、この条文准用を主張する根拠となっているようである。 いずれも本件同様家藏忍入之盗人に頼まれての贓物運搬とは全然関係はないが、全体の罪状の重さを測ってみると同程度 寛政元酉年・根岸肥前守掛の野州那須郡小木澤村百姓源兵衞一件、寛政三亥年・池田筑後守掛の加藤不存一件等で、

- 23 前註 20 所引仕置例。
- 24 德禁後三、二四四—二四七頁。
- 25 この評議はもっぱら「盗之始末」「盗物」、「盗金錢」などと規定しているが、これはいうまでもなく贓物罪の本犯とし はいうまでもない。この点につき、續類集十三(二十)文政四・ 榊原主計頭申上候通去ル寅年評議仕申上其通相心得可申旨被仰聞候怪敷品と乍心附世話いたし候もの御仕置ケ條之內盜之 世話に関する罰則についてである。したがって、本犯が「かたり事」であっても、本規定の適用を妨げるものでないこと ては盗がもっともふつうであるからこのように規定しただけのことであり、そのいわんとするところは、 無宿又助かたり事いたし候一件評議に、 「此儀御仕置附ニ 要するに贓物の

 $39 (2-4 \cdot 23) 169$

興吉取迯いたし候一件の左の仕置例をみよ。 犯の科刑とは 盗金錢と異なり、これを弁償 条「欠落奉公人御仕 無関係に通常の贓物罪を構成する。 置之事」)、これ すれば主人の助命願によって本人の仕置も宥められる筋合のものであるが が臓 物として第三者となんらかの関係をもつにいたるとき、 この点につき、 重敲」とあるを参照。これに対し、 盗賊本人之所業ニ不拘重敲と有之尤此もの質入いたし遣し 續類集十三(三七)文政九·本船町長次郎店源兵衛召仕 本犯が取迯のばあいはその その第三者=引合は本 (御定書第四十三 候品、 り 贓物は */* \ \ \ 盗物、

半兵衞

當時無宿

右之者儀當六月十八 遊興いたし候段不埓ニ付引取人平藏五相渡三十手鎖 相成與吉儀道中所 Þ 日 二而酒食遊興等二多分之金子遣捨其 國許江可立 歸と存御當地 出立 6) たし 度 候 途中 々振舞受候故怪 知 人與吉ニ出 敷儀と存候得共金子之出 會候處 同 【人儀も 歸 或 () 所等も たし 候 由二付道 不相紀附随 連

申渡候ものニ候得共引合之儀ハ前書之通御仕置ニ差別無御座候間右例之伊八弁去ル寅年評議濟貳ケ條目但書ニ酒食被取上伺之通敲と申上其通相濟候例有之其節之主謀伊八ハ取迯之品償人有之主人願之通助命申付大坂三郷ニ罷在問敷旨迷疑敷品と乍心附金銀預り歸候段不属ニ付敲と相伺評議之上盗物と存預り候もの敲と有之御定ニ見合貰受候南鐐貳片先より銀子取迯いたし候一件之內內本町太郎左衞門町藤屋德兵衞支配借家美濃屋嘉右衞門儀伊八ゟ被賴雇賃貰候ニ相 糺候處天明三 候迄不心附 儀御咎附二榊原主計 ニ存承り候處取迯之金子之由申ニ付驚一旦立歸主人に (候迄ニ 而金 一夘年評 趣 錢貰受借受候儀も無之品 通 議ニ御下ケ被成 り之不念より品 頭申上候日本橋藏屋 候 不宜 大坂 脛もの 候間 盯 敷六兵衞店長吉召仕長助 奉行 同之通三十日手鎖と申上其通相 ハ敲と有之ニ見合旁敲 相 伺候北濱貳丁目 申 聞候も 0) 鹽屋次郎兵衞支配借家紙屋宇兵衞下人伊 評 候得共最初 :議之趣 濟候儀 二而 無謂質物受出 ハ藤兵衞身 ニ有之右は質物受出し貰又は酒食 分不似。 し貰所 合金子 Þ 丽 遣 遊興 捨候を不 八主人懸 6)

可議之通濟

- 26 この二条本文の「盗金錢貰受借受」と、 ダードな見解が窺われる。 はもはや本文規定に該当するとした、續類集十三(三三)文政九・當時無宿與助取迯いたし候一件評議等に、そのスタン や、同じくこれが 「一ト通ニ候得ハ右御仕置箇條之但書互引當可申ものニ候得共」、これをはるかに超えた本件のばあい ニ付」とのべ、右本文規定を適用した、 もども全部酒食に費消したものに対し、 續類集十三(三十)文政八·千住宿壹町目佐吉方ニ居候大吉盗物取扱候 「………一躰之始末右但書之酒食振舞受候ものとハ譯違ひ配分受候も同様之趣意 同但書の「酒食被振舞候迄ニて」との区分については、贓品処分の金錢を本犯と
- については、續類集十三(十)文政三・甲州無宿傳藏盗いたし候一件参照。 なお、盗金銭ではなく、本犯の窃取した物品を借用することも、「盗金銭貰受借受」に相当するものとされた。この点
- 27 たとえば、續類集十三(十二)文政元・無宿長兵衞盗いたし候一件、同十三(十四) 一件、同十三(十六)文政三・當時無宿市助盗いたし候一件、同十三(十八)文政三・無宿源吉盗いたし候 (十九)文政四・小石川白山前町万吉方ニ居候古着買健次郎盗物買取候一件など。 文政二・無宿非人辰五郎盗いたし候
- (28)天保類集三十(二四)天保十・今魚町無宿入墨利吉盗いたし候一件。
- 29 續類集十三(二四)文政六・上總無宿恕元盗いたし候一件之內品川歩行新宿新助御仕置評議。同旨、同十三(三六)文政 五・山王町伊助店半八方ニ居候紋次盗いたし候一件。
- 30 天保類集三十(二五)文政十一・三河町裏町藤八召仕辰藏取迯いたし候 一 件。
- 31 もっとも、本文でのべているのはあくまで贓物の牙保を中心に考えたものであり、牙保をいちおう度外視し、ひろく贓物 借受けることや酒食を振舞われることも、それぞれ寄職や収受といえなくもない 罪全体の問題として眺めれば、盗物の世話はしなくとも盗金銭を貰受けることは確実に収受に相当するであろうし、また
- 32 天保類集三十(十四)天保七・牛込拂方町利八店八助事松五郎外貳人不届之取計いたし候一件。
- 33 これは「御場所柄之盗」と稱せられたもので、徳川將軍家や朝廷の神聖、 する詳細は、平松義郎教授「徳川幕府刑法に於ける窃盗罪口」 ないしかかる物の盗は、メりの厚薄や窃取金高の多少を論ぜず無條件で死刑に処せられた。 (國家學會雜誌第六十五巻第十一・十二號九○—九四頁) 權威、 防禦、 財産等に関すること著しき場所で 「御場所柄之盗」に関

参照。

- 34 天保類集三十(二十)天保九・神田松枝町金五郎方ニ居候夘八外六人御場所柄ニ而盗いたし候一件。
- 35 もっとも、贓物が「一ト通之品」(通常の物)でないばあい、一般の贓物罪より刑の重かったのはべつにとの評議以後に 限られたわけではない。たとえば新類集十四(三八九)文化元・松平日向守召仕中間死失佐兵衞盗いたし候一件。

陰物買と盗物罪の関係について

御定書第五十六条は故買に関してつぎの三条を規定している。

寬保元年極

陰物買

但年來此事ニかゝり居候ものハ死罪

陰物と乍存又買いたし候もの

從前々之例

追加、寬保三年極

一 盗物と乍存下直ニ買受候もの

入墨之上 敲1

入墨之上

敲

所拂

ここで「陰物」というのは贓物のことであり、「陰物買」とは、要するに贓物故買のことを意味する。ちなみに、 陰

一般に贓物を示す用語としては、

旧稿にもふれたように

「盗物」「盗之品」「盗取候品」「不正之品」等々が用いられていた。

物なる用語は故買罪においてのみ使用されたものであり、

を同一に取扱ら趣旨のものであったことはむろんであるが、 さて、右のうち、 前二者が贓物の故買、 およびそのものからさらに情を知って買受けたものの罰則を規定し、(4) しからば第三項は如何。故買を「贓物を有償で収得する 両者

政三年 乍存下 直二 と規定すれ 陰物買 買受候も と盗物と乍存買 ば、 の」とで 第三 項も は 取 如 まさしく故買 候 何 b なる 0) 相 差別之儀 違 が に み 相当するわ = とめら 評 ħ 議 けであるが、 た に のであろう 明ら か であ か。 それでは第一 うる。 この点に関する幕府が 日 項 の陰物買 でと第三 判 所 項 0 寬

德用 此 7 = 直、え、右、 仕 り 7 J 居 候 = 可相 買、當、盜、取、盜、物、 候 無宿 定 0) = 候、賊、其、 成 躰之も 重 は と存後 丰 無 追放之御 篽 0 座 然處 怪敷 = は 定ニ 古着類 右 盗 一賊之由 盜 見合 賊 点共を度 等 度々持力 重キ 申 聞 方え附 候得 々 為致 参り 共度 、盜之品 伺之通重 止宿候不屆も有之右 奉、賣、相、か 々買取 7 はくても當座之利德而已ニ拘り渡世同様ニもいたし置買取右品商賣を渡世同様ニいたしり居候ものハ死罪陰物と乍存又買いたし候 ニても可 置 追放相當可 商賣ニい `有之哉と心付候得共下 村 たし 仕哉と評議仕候儀ニ は悪黨ものと乍存宿 西 念寺門前 候趣ニ付陰物買 借屋伊兵衞事丈左衞門 直之品 様ニも 御 = Į, 座候 たし又は 相當り可 候も 々 賣買ニ (後略) 0 近五七日 申 候得共年 たし候 吟味書之趣 ツ 來か ヘン

設け 様に これ 常習 居 事 L 候 性 な によると、 7 に P 陰 1 は 物買 るも 無御 8 わば 座 Ź 陰物買とはあら 度 0 0) 常習犯に対 は 0) 謂 という理 な 時的な利害で行動したものに (常習的 5 で あり、 *ts* \ \ o して 由 に これ けだ で、 かじめ売渡人= 盗 は特別の態度 本条但 品 Ļ に反して後者 0 故買 法は陰物買 書の をしてい 規定に該当しないことが をもっ 本犯と相 は 適用するも K 故買に 関 たことで陰 てのぞんでい 对 L その こてお とくに のなることが知られる。(6) 物買 Į い たからである。 「年來: 5 て な事 から と認定され 判旨されているからである。 此 前 贓物故買をなし、 事 0) 工 作 7 カゝ お すなわち、 を行わず、 7 ŋ ŋ なが 居候 もっとも両者の差異を行為 らか b またこれ 前 の かもその売買を 掲 死罪」 評 年來 議 に を商売同 此 おけ なる つる伊兵 旧 様に 世 か 0) 口

しからば本条但書にいう「年來此事ニかゝり居候もの」とは具体的にどういうものを指すのであろうか。前掲評議

には、 盗賊無宿金藏初筆御仕置評議書之內陰物買年來此事ニ懸り居候と申は何年程より以上を年來と心得居候哉之旨御 さらに引続きこの点について、 つぎのような伺と評議がなされている。

ニ御座候

重モニ引請渡世ニいたし候内ニも其始末ニ寄可申候得共先ツハ兩三年之事ニ候ハユ年來と申方ニは難引當儀と奉 此儀年來此事ニ懸り居候と申御定ニ年數之儀は無御座何年程より以上を年來と極メ候儀も無之尤陰物と存候品を

存 候?

\$, ばしば迷わせたものらしい。右の評議から十年後の、(®) これによれば、 というのであるから、同じく常習といっても時間的にかなり長期の継続を要件としていたものなることが知られる。 ばあいにより一概にはいえないが、大体三年見当の期間の常習では年來かゝり居候という但書の規定は適用できない さて、 かかる評議がなされていたにもかかわらず、その後も両者の差異に関する判断は当時の裁判官たちをし 本条但書はたんに「年來」とあるのみで、何年以上と定めておらず、したがってその陰物買の つぎの判例はこの間の事情を物語るものと思われる。 すなわ ばあい

享和二年・市ケ谷平山町忠兵衞店貞順事入墨彌兵衞盗いたし候一件

四ツ谷仲町

古着屋

五人組持店

文次

物買之御定

=

寄

候方

可

有

御

座哉

=

付

今般

之文次儀

度

々

買

「受賣拂候

得

共當

座之利

德

泥

3

候

儀

相

聞

兼

7

付、泥、掛 所 拂 古着 ŋ 得、ミ、 略 = 評、取、 7 可 屋文次御 議、候、 入墨之上 有之 大河 い、始、た、末、 しいい 得 仕 敲 压 共 申 、陰物買 之儀評議 付 相 候 伺 例 入 候 、墨之 b 市 有之殊、 ケ E 谷 先 然、 敲 例 亚 哉、 二、陰 = 山 見 町 合 所 兵 拂 衞 と申 店 貞 定、古着屋、古着屋、 上. 順 候 事 處 右 墨 厰 は ニンいの 盜 Er. も、た、入 物 衞 と乍 無、し、墨 初 商賣 ^灬之買、 筀 存 盜 筋ニて、設之御 取、 下 し、 候丶 直 た \$ 盗物、定をも 買 Ø` 之、儀、 取 件之內 候 b O有之と、 之御 可、 刀口 有、之、 ツ 定 哉、乍、初 先、心、鹿 見 町 五. 區、利、河々、德、內 區、 組 7

は

と**、** 陰、 買 西 相 此 人 儀 寶 暦 物と乍存下直 敷 品と乍存銀て 入墨之上 念寺門前 聞 は陰物買 商 定え引 候旨 品 S 買、 之、 物 と心 朱書 を手代 + 御、 當 附 と申 借 四 定、 候 口 但 申 屋 賣候. 伊兵衞 名目 午三笠 と、申 年 申 共 7 買 は、儀 買 來 取 上 取 去 出 取 b 此 K 附 賣拂 候 0) 事 事 7 ル L と相 丈左 亥年 b 候 取 = ノヽ の之御官 無之候右之通 候 カュ 退 = 對 評 付 7 衞 無 7 ※ 盡之 儀 賣、翌 P ŋ 門外三人儀陰物買 議 V :寐 筋、芋 居候 定 當 た 仕 7 ご、年 申 L 申 = 座 見合不可 乏利 ·合置 寄、申 置 b 上 = 買 付 候、上 司 O候 儀、候 取 审 樣之儀 德 ハ 調 御 とも難、儀も御 正之品 死罪 右 候 府 而 定 己 品 勤 を陰物買 書 陰 掛 商 番 = こても家業同 持 申、座 拘 藚 物 は 支配 りえ を渡世 來候 と乍 候、候 ŋ 相 間、ニ 渡 當 ٤ 御 相 付 存 申 尋 を 當 世 ŋ 伺 兼て申合置 座 再、同 文買 申 候 有之候節評 = 候 乏利 間 盗 前 應、樣 Į, 右 評、ニ た 敷哉之段御 賊 し、 = 口 德 議・も 様之品 無宿 た 1, L 候 仕、不 L たし = 泥 買 候 議 候、致 P 金 處、類 候得 取 0 b ニても 藏 3 仕 盜 を陰物買之御定え引當盜 初筆 候 藚 盗いは 尋 0) 捌 物、盜 御 は名目 物 入 書 、墨之上 とを下る 座候 兼: 候 一吟味書之內甲 = 面之内ニモ P 儀 下 を 存 を 存 7 を 可 申 = 違 下。存 合置 付 渡 有之と乍 敲と有之右 御 世 任 評 候儀も 議之上 口 = \ 直 置 陰 樣 買、三 物買之儀 州 \$ 取、買 心 都 = 輕 付買 候、取 無之不 V 御 は 留 重 一物と存る も、候 郡 定 た 盜 御 (受候 L O > \$ 物 座 呉 之、のの所 其 吉田 候哉 服 候 類 陰 類 又 調 屋 定、拂 は 物

怪

村

لح

候

抔

ノヽ

賣人と相對い たし置候て買取賣拂候儀を渡世同様ニい たし候儀ニも無之候間盗物と乍存下直ニ買取候もの之御定

ニ見合所拂ニて可然哉ニ奉存候

評議之通濟(9)

業者である必要のないことのみならず、故買者がかかる業者であることで当然に陰物買の行為者とされることもなか 異につき、前掲寛政三年の評議同様二つの基準を挙げているが、ここでとくに問題にしている点は、当事者が古着屋 をしてなされたものでない限り、やはり単純な盗物買でしかないと判旨しているのは、もとより行為者がそのような 等の業者たるばあいはどうかということである。これに対し、たとい業者が度々故買をなしたとしても、 ったことを示すものといえよう。 本件は古着屋が同商賣以外のものから買うときは両判、 しかも盗物と心付ながら度々に買ったという事案である。ここでも陰物買と盗物と乍存下直に買取候ものとの差 すなわち証人の判もとって買入れるべきであるのに、 事前に申合 無判

的に考察してみることとしよう。 きた。そこでさらに、この両者の性格をいま少しはっきりさせるために、 _ 以上、陰物買と盗物と乍存下直ニ買受候ものとの差異につき、 当時の幕府裁判所の基本的な考え方を検討して 以下具体的な仕置例をいくつか挙げて綜合

Ⅰ 陰物買とされた事例

イ 文化十年・南新堀貳町目重藏儀船積之品拔取候一件

南小田原町壹丁目

嘉右衞門店

市兵衞

郎より森右衞門を相手取 が間買取呉の貳人

出 訴 候趣ニ 付森右衞門申ニ任 セ金貳兩貳分同人え相渡內濟申談候始末不屆ニ付入墨之上敲

此 取 一候もの共ニて當座之利潤 一儀盗いたし候節之同類ニ は無御座候得共衆て重藏と馴合追々ニ拔取候醬油買取商賣之品ニ相用又は賣拂 ニ迷ひ盗物と乍存下直ニ買取候ものとハ趣意違ひ候間陰物買入墨之上敲と有之御定 :德用

二見合伺之通入墨之敲

評議之通

但 御誕生御祝儀之御赦 = 御 発10

文政 九年 中之鄉竹町利兵衞店松五郎事坊主淸之助盜 たし 候

口

馬喰町三 町 İ

伊兵衞店

半三郎方ニ居候 七右衞門

拂又ハ質入い 右之もの儀怪敷品と乍心附德用 儀御仕置附 たし都合三拾三兩壹分貳朱四百文程德用取其上清之助ニ被賴丁子賣捌遣候段不屆 二伊賀守申上候三拾間堀四 ニ泥:清之助外三人ゟ衣類脇差其外度々ニ三百八拾品代金四拾四兩貳分ニ買取賣 町 目利八店紙屑買德兵衛幷陰物買之御定をも見合年來かゝり居候もの ニ付入墨之上敲

無之候間伺之通入墨之上敲

39 (2-4 • 31) 177

評 議之通

仕 置 附 = 伊 賀守 申 候

盗、ニ、文 右 敲[] 買 而、化 物、 と、無、
作、宿、 取 候 察、長、顧、直、藏、 밊 年 々 段、店、府である。 は 藚 拂 質 入 1, 別、帶、奉 た L 金六 枫壹 分 貮 朱 Ħ. 貫八百文餘賣德 取 不 文ハ 殘 様、店 様内ニ持参可型に抵屑買徳兵衛 酒 置 食雜 主 用 = 等 成質入い = 遣 捨候段 たし 遣 不 屆 シ 世話 ニ付 同、來、 人、渡、 料 入墨之 貰受 で、 近、 近、 た、 先、

天保十. 年 u 武州 無宿入墨常藏 外三人盗 V > たし 候 件 評

之候 出 罷 欠落 たし 墨之上 右、積、此 未 在 居 品、ニ、 三、而、 前 候內右之も 配 候 U = 書之始 付享和 たし 敲但 處店受人德兵衞 分 日、品、味 町彌助、曹之趣 取不 年來此 候三次儀吉五 末申 元酉 外、置、三、而 0) 申 被召 陳候ため ·候得共 年 |其後猶又持參いたし候衣||而ハ不正之品と乍存利欲 事 一人方江 評 = 捕吟 尋 議 力。 來 追 郎 __ 7 所持 外貳人 候 味ニ 御下被 り居候も 持 々 盗 運 = 相 隠置 ţ, 付 取 战候岡 たし 、盗取 成候 候品 日 候 の死罪と有之御定之方江寄可申ものニ而尤此ものハ年來から 候 迯 一候品之屆次第下直二賣拂可 由 _ 々 品途 付 去候得 預 部內記火附盜賊改之節相 ニ付當座之利得 店 ŋ 置 山 相仕 ŻĹ 共獺兵 右之內買取賣拂又 預 一廻或ハ欠落いたし前書所持 ケ置候始末巧候致方旁不屆 、衞儀も入牢 = 議 迷ひ盗物と乍存下直ニ 申 ハ質入 伺候淺草田原町壹丁目七兵衞店德兵 Us 間夫々江 た し所詮迯去候とも ι, たし殘之品 賣捌呉候様任 Ų, 三付 たし候品之內預 買取候 入墨重敲之上元店受人德兵 /\ 追 遁得 b 相賴利德二 々 のとハ意味違陰物買 申間 ·賣捌可 ケ置兄懶兵衛 ŋ 共被召は、 敷と存自分と訴 申と所 居候儀 泥ミ (衞方 捕、次、 持 同 候、第、由、遣、 = 方ニ 意 罷 > Ų, た **M** 入 在 承、候、 V >

口

其餘

賣拂

海用

錢

矛

殘

遣

捨

候段

不

屆

=

付買

取

所持罷

在

候品

取

Ŀ.

所拂

と相

伺

評

議之上伺之通

と申

上

其

通

相

濟

候

例

を

江 渡 伺 評 議之上 伺之通 と申 其 通 相 濟候 例 見合此 P Ŏ 迯去候儀 無之候得共 末強 而 ₺

御 座 候 間 右例 可 濟[2 樣 入 墨之上

議之通

 Π 物買 と認定され た 事 例

1 文政三年· 非 人頭 善七手下喜左衞門抱非人ニ而欠落い たし候喜助 盜 U たし候一 件

之內 受、得候、共 下 此 儀吟味書之趣 ケ 貢品 被 成候長崎奉行 被 取 上 __ 一殘之品 而 相 ハ 伺]候長崎今紺 々 往來之もの江 屋町 賣 市郎兵衞儀無宿庄助任申盗物と乍心附衣類道具等を拾三品 婦徳用! 錢四 百 五拾六文取之遣捨候段 |不屆 二付, 右錢取 上 所 元子 拂 追 年 々 相 = 買 伺 取 御

穢 多 頭 彈 左 企作 (3) 之上

一德用

錢取上

<u>__</u>

不

及所拂

だと申

其

通

相

濟候例をも見合伺之通所拂可申付處非人之儀ニ

付相當之仕置

山

申

付旨

天保六年 議 之通 無宿 入 墨 協 助 盜

UN

た

L

候

件

評

此 儀 盗物と乍存下 直 = 買 取 候 b 0) 所拂 と有之御定書并 去ル申年評 議 = 御 下被成候京都 町 奉行相 伺 候 建仁 寺 玉

七 兩三分貳朱拾壹貫 田 伊 兵 衞 借家 小 兵 衞 三百文程 儀 怪敷 딦 _ 買取 と作 右代金錢之內鶴吉受取 1 附定 七任 賴 德用 也 可 _ 有之と存當五月以 罷越候節直 __ μij 人江 來鶴吉盜取候着 to)相渡, 右之內三拾 類 完 拾 六 貮 品 所持 都 合代 金 在

 $39(2-4\cdot 33)179$

見合 何之通 買 濟14 取 所 た 候 品品 取 上 所

議之通

天保十年• 因 幡 町 甚兵 〈衞盜 1, たし 候 件評 議

受賣 右、之、七、附例、勘、右、侯 或 間 此 座之利德 も有之右等 前 F 御尋 而 借屋伊兵 b 敷と存仲 儀吟味書之趣 所持之品 ハ 一排候 所持 三、辨、衞、寄、評、門、 申 H 合置 有之陰 共德用· 有之と乍心 候、議、生、 Ų, 間定法 たし 買 泥 共當座之利 衞事丈左衛門 見合 物買之儀 -取 111 賣 盗. 候 賣拂候分ハ Ξ 段不 拂 物 附 盗物と乍存下 而 利德 候 = ハ 去戌十 屆 = も可有之と乍心附買 儀を渡世 付心得方 三泥 一外三人御仕置當是又再應評 = = 代 付 泥;其上同 .金爲償候ニ不及所拂と申上 所持之品 月十八 直 候 同 申上 儀 樣 = 買 と相 <u>-</u>-并寬政三亥年 、日甚兵 取 并 商賣之外 Us 見世 候 たし 聞 取 \$ 兼而賣人と相對い 八衞儀 **占**賣 候類 候類 の之御定と陰物買之御定とハ其も Ų, ハ 闷 たし 所持品之由衣類 ハ 評 陰物買之御定ニ 盗物と乍存下直 議之上陰物買と盗物と乍存下直 印取之買取 議二)候品 御尋有之其節再應評議之趣 御下 *>*> 代金銀 たし 被 可 其 置候 申 成 寄候方 候甲 を以 外拾 處無其儀無判ニて買取賣拂又 ニ買取候 而買取 竇出徳用之分とも取り 府 五 勤番 品 三可 \$ 持 賣拂候儀を渡 の之商 支配 參賣 有 の之御定ニ見合不正之品 御 拂 二而 ニ買取候 相 座 候哉 賣筋 度旨 伺 |候甲州 ハ 寶曆 世 申 _ = 寄候 聞 上所拂 付 詞 P 衙門 干四 の之辨 候 樣 上吉 右文次儀 、儀と難 お買 ハ見世賣 = ど相 付 Ų 田 丑年御定書掛 別申 取 た 村 相 持 申 西念寺門 候 伺 違 l 品品 度 參 候 評 候 たし 有之 候 間 候 議之 盗物 儀 々 買 儀 を 當

得

3

=

例

K

類

似

するということで、

陰物買に

相当するのでは

ts

V.

力。

とい

ら疑問

0

出

された、

天保

车

因

幡

町

衞

事

前

0)

約

東の

な

かっ

たことを強調

して

し、

る。

力。

P

常習:

的

かつ

故買

の額

の多大な

る点で陰物買

と認定さ

n

た先

Ł, 無之候 間 盗 物と乍存 下 直 = 買 取 b の之御定ニ見合所 拂 と申 其通: 相 濟候 由 = 付 右 _ 見合相當之も 間 例

同樣所拂

評議之通濟(5)

以 Ĺ この 陰物買、 両者の性格に 盜物買 カュ のそれぞれにつき、 なり注目すべき点が見出 そ 0) \otimes Tされる。 ぼ L VI 判 例 を若干 拾 つ ってみた。 た。 まこ れ 5 を 綜 合的 K 考 察し 7

醬油 物買 々**、** 買、 な利害で行動 であ すなわち、 た仕置 和置、 下 0 取候 「あら 等のごとく、 直 る」とし、 いと有之策 段取極。 判例 · 二 買 かじ 例 では、 したもの」と規定した。そこで、右に掲げた諸仕置例をこれに対照させなが われ 取 K らの金相渡殘金、賣拂次第遺候、 、、、、、、、、、 二二付格別利潤も可有之と德用 ·賣拂賣德取」、「……… は、 め売渡人=本犯と相対して 盜物買 その故買にことごとく て、 わ 盜、 n 重藏儀船積醬油 は 物、 は 可。 さきに寛政 買取、 「故買にそのような事前 ·怪敷品 積、 り、 約、 = 三年 …猶又賣拂候品有之候ハム不目立!壹樽之內より五合壹升程宛拔取可 東、 Usa 口 事 0) たし置引きれたと心質 お 前 「陰物買と盜物と乍存買取 $\bigcup_{i} X_i$ \mathcal{O} 7 相 引受候 から贓物故買をなし、 対 附 が の工作を行 候得共直 加 儀、 わ = > 9 **ر ۱** ا 7 段下直 不 Į, わず、 相、聞、 るの またこ に対 三買取 候 全、 4 當、 Ĺ 座、 かもその売買を渡世同 0) ·賣拂候 芝品· 差別之儀 之、利、 n たし を商 方、 德、 と乍存る 売同 = \ 候衣類をも ハム格別之利 泥**、** ミ、 盜 = 利 様 付 物と乍存 買、 欲 5 K 評 取、 検 \$ = 議 候、 討してみると、 泥 可 L ものい 德も 下 買 3 追 同 様 K な 直 取 樂、 意 V 々 K L して たが 可 助、 に = し、 有之と 存候 付、 買 等、 たし右 同 **** \ 取 任、 人 わ つ Ĵ 候 るも て、 申、 ば 右 まず との ŋ b 衣、 拔 = 類、 取 時 0 0 陰

品、物

的

門と粗始末ハ似寄候得共盗物と乍存下直ニ買取候もの所拂之御定も有之候上ハ類例而已ニ而ハ治定難致依之勘辨評議 仕候處右ハ陰物買入墨之上敲と有之御定之准例ニ而今般之勘兵衞犯科之ことき 類品數等之姿迄ニ泥ミ右例ニ寄候

躰之意味違候間………」と答えて、本件は(その故買に相対の事実のない)単純な盗物買であり、 故買の度数と 違は明

か品数等の外観の類似を以て陰物買とみなしてはならないと主張しているがごときをみれば、 両者の性格の相

瞭である。

として取扱われることを意味する。 は、 明は、 ならない。このことは、とりもなおさず事前の相対という要件を欠く通常の贓物故買は盜物と乍存下直ニ買取(3) ということにその本質があったのである。(2) るに事前の約束、 すなわち、 その贓物の買入行為が本犯との事前の相対によって行われる故買をいう」というように、 その後段の「しかもその売買を渡世同様にしているもの」という部分が不要なものとなり、 陰物買は故買を常習的に行なうことでもなく、また買入れた贓物の額が多大であることでもなく、 し、 いかえると、あらかじめ本犯と盜物の買入れについて予約しておき、 しかりとすれば、われわれがさきに行なった陰物質に関するいちおうの説 しかるのちに故買をする、 修正して考えなければ たんに「陰物買と

は は 元来故買としては反社会的性格のつよいものであり、 なかったという点に注意しなければならな ĪĪ 様 の観を呈したことも想像に難くない。だが、 このように陰物買は常習性を必要要件とするものではなかったけれども、 むろん、現実は違っていたが それは陰物買にとってはいわば常素でしかなく、決してその要素で 常習性そのものは、 多くのばあい常習的になりがちであったから、 仮にすべての陰物買にみられる現象であった 陰物買に相当するような故買 それは また渡

議之通

几 そこで以下には 上、 贓物故買 故買に E おける陰物買と盗物と乍存下直に買取候も お け る客体の 0) 問題を少しく考えて、 本 節 の II を ぉ 盗物買との関係につい わることとし ょ 7 通 りの

てきた。 われわれは、すでに しからば 故買 鰄 0 物 の牙保においてその客体とする贓物 し、 はどう か。 ک 0) 問 題 に関 Ļ 御 の 場 種 所 類 柄 によって、 而盜取! その取 候 品品 扱 0 故買 にも 差別のあることをみ 3 物と乍存

通り之品下 直ニ買取 一候ものとハ差別も可有之哉」 ば あ なる疑 問 の出され たのに対し、 天保九年・ 神田松枝町金五 K 9 郎

居候夘八外六人御場所柄ニ而盜いたし候一件評議は、

七日以 哉と先例相糺候處去ル申年評! 此 盜 迚、取、柄、 其後買 右、候、之、 御、犯、御、 追而 と作存下直 通陰物買と盜 來松五郎 物 定、科、品、 ハ 如 と乍存 御場所 何之儀と心付 お買 買取候もの之御定幷例之金次郎 物と乍存下 下 直 取候反古類 る持参候儀と 作存買取候事 = 買 承候 取 可、馴、芣、属 直 議 候 處御 合、重、自 致、 = b 二御下被成候筒井紀伊守相伺候牛込拂方町淸兵衞店 買 御 御 の之御定江 廣敷 仕置 取 廣 候 敷 附ニ b = _ 而 丽 \mathcal{O} 紀 紛失い と之差別 可 御不用之品 引 伊守申上 實ニ付盜物 ニ見合燒銀取 當を陰物買之御定ニ たし 享和二 候例之日 故取 候 と乍存 밆 捨 = 而入墨、 |戌年評 議 有之處其儀 = 一成候-光鉢 所 之上 通 拂 寄取 山中間 議仕 り之品下直ニ 石 宿 藤兵 調 申 ハ不存候とも同人儀度 候 上 候儀と相 、衞幷同· (迚得と糺も不致右躰 置 候通り之次第ニ 紅網層買 買取 人御仕置 聞 通 候 旣 (金次郎 御 b 尋御 のと 附之 有之右、 答書 付 場、當、 々持參多分之反 儀去未閏 所、司、 之品 差別も 神 此 田 乜 紀 之、一、之、御、躰、通、 松下 0) 伊 七 判 可 前 品、盗、御、三、物、場、而 有之 守 囲」 月

香 中 次
39 (2-4·37) 183

III こでとくに注目されるのは、 たし候一件の金次郎につき、 = も別段御仕置不重上ハ」此ものも盜物と乍存下直に買取候ものの御定により、 とのべて、 相成候儀ニ有之」とのべ、本犯と馴合って買った事実がなければ、 混雑可致」と論じていることである。ここにおいても、 本件同様、 「公儀御品」の故買に關する、 単純な盜物買として所拂の刑を科した先例を援用し、このように「御場所柄之御品ニ而(窓) 「一躰盜物買取候犯科ニ次第有之盜人ニ馴合買取候ものハ陰物買之御定ニ而入墨之上敲 天保七年。牛込拂方町利八店八助事松五郎外貳人不屆之取扱 故買罪には陰物買と盜物と乍存下直に買取候ものとの二 たとい「御場所柄之御品ニ候迚右御定江引當候 所拂が相当であるとしている。 が、こ Ų,

別があってはならないことを明言しているのである。(タイ) 種類があって、それ以外にはないこと、しかも両者を分かつメルクマールは、 って故買をしたか否かである筈であり、それ以外の「御場所柄之品」といった、売買された贓物の種類による刑の差 前述のように本犯との事前の約束によ

(1) 科條類典朱書によれば、本条は左の先例により成立したものである。

候得共又買ニ有之ニ付入墨之上五十敲之例を以料認申候(德禁後三、一九五頁) 是者享保十九寅年橘町四丁目市兵衞儀住吉町市兵衞方より度々衣類脇差等陰物と乍存買取所々遠國之旅人に賈渡不屈

三、一九五頁)。 例が若干みえているし、また御定書制定の過程においても、その草案では陰物買を死罪としているからである(德禁考 とを示すものであろう。けだし、次註(2)でも示すごとく、御定書成立以前の貞享年代に陰物買を死罪に処した仕置 なお、ここで「………不届ニ候得共又買ニ有之ニ付」とあるのは、当時陰物買とその又買とでは科刑に段階の あっ たと

2 陰物買については、すでに貞享年間に死罪に處した判例が若 にみえている (同書、三七○頁)。たとえば、 干御仕置裁許帳 (石井良助博士編 • 近世法制史料叢書第一所

貞享四年卯四月晦日

是ハ畔柳助九郎組中間本郷丸山齋藤次右衞門地借此者陰物買ニて喜兵衞尹曲りおやしい長野七郎兵衞方より

品 候儀紛無之由白狀申候右買取候品々同所御中間屋鋪之質屋與兵衞と申者召連出候處雜物之內着物一ツ取置候由申ニ付着 ハ興兵衞ニ預ケ右之雜物六兵衞虎之助ニ預ケ候由申ニ付此者儀ハかけ物買取候不屆ニ付牢舎 々賣申候由喜兵衞訴候ニ付今日捕方ニ遺候へハ此者召連來ル付遂穿鑿候處ニ右之者名ハ覺不申候へ共三人方より買取

右之者卯十二月廿七日死罪

また元祿御法式(右同書所収)にも、

二八五

一陰物を商賣仕者之類

とある(同書四六三頁)。

(3) 旧稿第一節参照。

4 みよ。 物買の犯人から贓物が一旦第三者の手に渡り、 「陰物と乍存又買いたし候もの」というのは、 き、古類集三(一七二)寛政三・陰物買と盗物と乍存買取候もの差別之儀ニ付評議における、織右衞門關係の左の評議を しかるのち情を知ってそれを買受けても本条には該当しない。この點に 陰物買の当人から直接に買うのでなければこれに該らない。すなわち、陰 つ

買取候もの之御定ニ引當伺之通所拂相當可仕哉と評議仕候儀ニ御座候

らに情を知っての陰物の又買となると現実の問題としてはそう例も多くはなかったらしい、左に掲げるものはその乏しい 実例の一つである。古類集十三(七七○)安永六・本所無宿藤十郎似セ銀細工又ハ盗いたし候一件 もっとも後述するように、陰物買には通常の盗物故買と異なり、 かなり厳格な要件を必要としたから、その陰物買からさ

神田大工町

伊左衞門店

源助方ニ居候

兵助

右之もの儀無宿縣十郎かんさし拔取賣拂候錢配分取或ハ同人拔取候櫛かんさし取次中買いたし候段不屆ニ付入墨之上敲

門前拂

此儀陰物買入墨之上敲之御定ニ見合伺之通入墨之上敲門前拂

評議之通濟

同人店

右之もの儀藤十郎拔取候品請取賣拂配分取或ハ盗物と乍存後難を恐兵助え中買致させ藤十郎拔取候櫛かんさし買受其上右之もの儀藤十郎拔取候品請取賣拂配分取或ハ盗物と乍存後難を恐兵助え中買致させ藤十郎拔取候櫛かんさし買受其上

兵助被召捕候ニ付家主組合取拵赦免願として能出候段不屆ニ付入墨之上敲家主伊左衞門え引渡 此儀陰物と乍存又買いたし候もの入墨之上敲家主丼五人組 を拵訴訟ニ出候もの敲之御定ニて重き方え附伺之通入墨之

上敲候て家主伊左衞門え引渡

評議之通濟

- (5) 古類類三(一七二)寛政三・陰物買と盗物と乍存買取候もの差別之儀ニ付評議。
- 6 この形態の贓物故買を前者の陰物買に対して、ときには「盗物買」と称したこともあるらしい。すなわち、前註所掲の評 議がまた別の個所で「陰物買と盗物買と之差別ニ付評議」なる標題のもとに載せられている(德禁後三、二三八十二三九
- 頁)のはその一例。

7

註(5)所引評議。

8 この時点では、まだ陰物買と盗物と乍存下直ニ買受候ものとの差異をめぐる幕府裁判所の態度には統一性がみとめられな

古類集十三(七七六)寛政丘・神田須田町貳丁目利兵衞店文次郎不埓之取計いたし候一件 い。たとえば、つぎに掲げる二つの仕置例などはその模様を示す好例といえよう。すなわち、

神田須田町貳丁目續

利兵衞店

文次郎

右之もの儀馬士共盗取候米價下直ニ泥ミ買取賣拂又ハ飯米ニ遣ひ捨候段不屆ニ付所拂

此儀益物と乍存下直ニ買取候もの之御定ニては所拂ニ相當り候處吟味書之趣ニてハ淺草札差共より所々武家屋敷え積

議之通濟

古類集十三(七七七)寛政六・當時無宿松五郎盗い たし候一

下谷山崎町壹丁目

右之もの儀松五郎を盗賊と申候ハ兼て存罷在右之もの手疵を負候節は取始末いたし遣又は盗物と乍心附利徳ニ泥ミ下直

買取賣拂候段不埓二付所拂 所不存もの鼻紙袋銀かんさし等持参り買取呉候様申候ニ付不相應之品故全盗物ニも可有之と心附候得共餘慶之利德も 此儀盗物と乍存下直ニ買取候もの所拂之御定も御座候得共吟味書之趣ニてハ水茶屋渡世いたし罷在松五郎其外名面 有之と度々ニ買取名面住所不存古着買え賣拂候と有之其始末陰物買も同様之趣意ニ付右御定ニ准し入墨之上敲

評議之通濟

ずれもその故買に売渡人との事前の相対の事実が存在したか否かについては全然触れていない。ただ第二例が、 の当否はともかく、いちおう注目すべき見解ではある。 で「渡世同様ニいたし候も同様之儀ニて當座之利德而已ニて之仕業とも品違陰物買ニ似寄候間」と論じているのは、 陰物買も同様之趣意ニ付」ときめつけるだけで、なぜに陰物買と認定したかの論拠が曖昧であるのは論外として、第一例 この二例はともに、単純な盗物買として所拂と伺った掛奉行の見解を斥けて、陰物買の規定を適用したものであるが、い 「其始末 判決

9 古類集十三(七八五)享和二・市ケ谷平山町忠兵衞店貞順事入墨彌兵衞盗いたし候一件。との判例を援用して所拂を科し た同種の事例としては、たとえば續類集十三(十三)文政二・本銀町四軒屋敷次兵衞店利兵衞方ニ居候凊兵衞盗いたし候 同十三(二二)文政五・當時無宿松藏盗いたし候一件。

- 10 新 類集十四 (三八七)文化十·南新堀貳町目重藏儀船積之品拔取候一 件。
- 11 續類集十三(三四)文政九・中之鄕竹町利兵衞店松五郎事坊主淸之助盗い たし候
- 12 天保類集三十(二三)天保十・武州無宿入墨常藏外三人盗いたし候一件。
- 13 續類集三六(三)文政三・非人頭善七手下喜左衞門抱非人ニ而欠落いたし候喜助盗いたし候一
- 14 天保類集三十(十一)天保六・無宿入墨彌助盗いたし候一件。
- 15 天保類集三十(二二)天保十・因幡町甚兵衞盗いたし候一件。
- 16 本文に例示したものは陰物買と盗物と乍存下直に買取候ものとの関係をめぐって比較的錯綜した問題をもつものであり、 両者の差異を詳細に論じたものが多いが、一般には至極簡単に御定書の条文を適用 のが多い。 たとえば単純な故買に關する續類集十三(十)文政元・無宿入墨三次郎事才助盗いたし候一件の左の仕置例を (または先例を接用) して判決したも

みよ。

0

不屆ニ付所持いたし候居風呂釜ハ取上所拂 右之もの儀欲にかまけ無宿才助持參り候盗物品々盗物とハ乍心附下 直ニ付任申度々買取往來之もの **江賣拂代銀遣捨候段**

- 平養、重等||保問盗物と乍存下直ニ買取候もの所拂之御定ニ見合伺之通居風呂釜取上所拂||保問盗物と乍存下直ニ買取候もの所拂之御定ニ見合伺之通居風呂釜取上所拂|||保殿ニ而全ク當座之利潤ニ泥ミ仕成候儀と相 ||保吟味書之趣ニ 而ハ才助持参り候衣類又ハ居風呂釜等都合三度ニ買取候趣ニ 而全ク當座之利潤ニ泥ミ仕成候儀と相

評議之通濟

- 17 註: 10 所引判例。
- 19 註 12 所引判例。

18

註

11

所引判例。

- 20 註 13 所引判例。
- 21 15 所引判例。
- 22 もっとも、 はそれを怪敷品と心付いており、 その故買についての事前の相対の段階で本犯はその品物が盗物であることを告げなかったが、故買行為者の方 しかもそれを承知で売買の約束をなしたるばあいにも陰物買の規定を適用した事例があ

る。判決全文を示せばつぎのごとし。

天保類集三十(十九)天保九・無宿覺次郎盗其外悪事いたし候

無習覺欠那盎其外悪事ハたし矣一牛とし

南品川海晏寺門前

清五郎店欠落いたし候

權兵衞

二泥ミ追々二百拾貳品代金四拾貳兩七百九拾貳文二賣拂遣其度々德用取都合九兩壹分壹朱七百九拾文餘不殘雜用二遣捨 右之もの儀覺次郎持參候品ハ不正又ハ盗物ニ有之處其儀ハ不存候とも多分之品殊葵 品と乍心附買取又ハ賣拂遣候ものとハ譯違全賊心難遁陰物買之御定で可據罪科之ものニ付右ハ寬政三亥年陰物買と盗 此儀吟味書之趣ニ而ハ在々市場ニ而古道具其外下直ニ買取可持参候間賣拂呉候樣無宿覺次郎任申怪敷儀とハ心附候得 し候ものを陰物買之御定年 引當來候旨申上置候儀ニ有之尤陰物買入墨之上敲但年來此事ニかゝり居候ハゝ死罪之御定 物と乍存買取候もの差別御尋之節盗物其外怪敷品と乍存兼 而賣候ものと相對いたし置買取右品商賣を渡世同樣ニいた 共徳用も可有之と承知之旨相答置候後大小・井葵 筋ニハ無御座候間右御定本文ニ見合伺之通入墨之上敲 ニ候處今般之權兵衞ハ年來之惡事ニハ無之且 ハ所持いたし居候處覺次郎被召捕候趣承六品ハ宅五差置帶ハ着用欠落いたし候始末不屆ニ付入墨之上敲 御紋附之品取扱又ハ欠落いたし候儀も有之候得共右ニ而御仕置重 御紋附小袖其外衣類等同人持参候間請取賣拂遣候由ニ而一通り怪敷 御紋附等有之怪敷品と乍心附德用

評議之通濟

23 陰物買を本文のように規定すれば、「陰物というのは贓物のことであり贓物買とは要するに贓物故買のことである」と規 事前の約束の取交されているような贓物のことである」と規定し直さなくてはならない。 定した本節冒頭の陰物についての説明も、つぎのように、すなわち、「陰物とは本犯と故買者との間にその売買に関して

がその商品を取出しておいたものを購入することをいったものであり、同様の商品でもそのような手続をふまず、店頭で ふと見付けて買ったようなばあいは陰物買とはいわなかったという、古類集十三(七八五)享和二・市ケ谷平山町忠兵衞、、 なお陰物買というのは、たとえば呉服屋などであらかじめ顧客が注文(あるいは指示)しておき、それに応じて手代共

24

なお、 店貞順事入墨彌兵衞盗いたし候一件評議の説明は、贓物故買罪としての陰物買の性格を考える上できわめて示唆に富む。 字義どおり「下直ニ」買うことが要件とされていたことを附言しておく。この点を指摘せる仕置例の全文つぎのごと 御定書の「盗物と乍存下直ニ買受候もの」 なる規定は、 たんに贓物たるの情を知りながらこれを買うだけではな

續類集十三(十五)文政三・無宿庄八盗いたし候一件

繩手三条下ル五軒町

つね手代 喜兵衞

樋三本都合代金壹兩壹分貳朱五貫九百文ニ買取所持罷在侯段不屆ニ付所持いたし候品取上所拂 右之もの儀庄八盗取候品とハ曽而不存旨申候得共甚兵衞使之旨申度々同様之品持參不正之品ニても可有之哉と乍心附銅 呉候様申聞甚兵衞儀ハ是迄商ひ物取引もいたし候ことの儀實事と存銅樋目方臺貫目ニ付錢臺貫六百文替之相場合を以 此儀吟味書之趣ニ而ハ當六月初旬丸太町河原町西江入町甚兵衞使之由ニ而知ル人庄八儀銅樋貳本持参拂物ニ候間買取 貳本代金壹分貳朱錢五貫五百文二買取候處其後庄八儀又候銅樋壹本持參前同樣申聞買取呉候樣相賴度々同樣之品持參

「存下直ニ買取候もの所拂之御定的當とも難申先例相糺候處相當之例相見不申候得共安永六酉年桑原能登守御勘定奉く主人つね エハ不申聞右銅樋不殘所持罷在候と有之全盗物と心附候儀ニ無之殊相當之直段ニ而買取候ものニ付盗物と候儀不正之品ニ而も可有之哉と心附候得共知ル人之儀斷も難申前同樣之相場合ニ而代金壹兩錢四百文ニ買取尤右之節 物と乍承強 而賴候迚同樣買取候不埓ニ付五十日押込申付候例有之右御咎附ニ買取候品下直と不相聞………ニ付前書所 拂之御定ゟ一段軽く所持いたし候品取上五十日手鎖 行勤役之節伺之上御咎申付候上州高崎城下四ツ谷町八郎次儀住所も不存もの持参り候古着を出所も不糺度々溜其上盗

議之通

谷町八郎次一件の先例でも明らかである。

もっとも、 その可罰性を阻却するものでなかったことは、この仕置例およびそこに援用されている安永六年の上州高崎城下四ツ 下直に買わなかったにせよ、 ともかく情を知りながら贓物を買うことが、 やはり贓物故買たることは疑い

- 25 天保類集三十 (二十) 天保九・神田松枝町金五郎方ニ居候夘八外六人御場所柄ニ而 盗いたし候一件の勝五郎に關する評 放に處せられている(前節註 なお本件において、同様「御場所柄ニ而盗取候もの」の牙保をした彦兵衞は通常の牙保の刑より重く、入墨之上中追 (34) 所引判例) ことに注意。
- 26 天保類集三十(十四)天保七・牛込拂方町利八店八助事松五郎外貳人不屆之取扱いたし候一件の金次郎に關する評議。 件においても前節註 られている。 (32) 所引判例同樣、 「公儀御品」の牙保をした松五郎は通常の牙保の刑より重い入墨之上敲を科せ

本

27 なお前掲註(2)所引判例天保九・無宿覺次郎盜其外惡事いたし候一件においても、 ばあいにつき、「且 ている点参照。 御紋附之品取扱又ハ欠落いたし候儀も有之候得共右ニ而御仕置重り候筋ニハ無御座候間」と論ぜら 故買の對象が「一ト通之品. 一でない

四 步 す び

以上、 われわれは徳川幕府刑法の贓物罪に関し、 旧稿においてとくにその不備を痛感させられた牙保と故買を

めぐる諸問題をかなり詳細に検討してきた。

との関係で把握するという幕府裁判所の態度を中心に考察して本稿を終りたいと思う。

最後にこれらを総括しながら、牙保と故買の関係について、とくに牙保にお

いて顕著にみとめられた、

これ

を本犯

すでにみてきたように、 御定書の贓物の牙保に関する規定は、

寬保元年極

盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの

この一条のみである。この条文の解釈をめぐる諸問題の検討は、 すでに旧稿においてもその大体は果されており、

敲

本

稿は一 論を呼び、 よって、 る論点たる配分の問題は、 層精密な形でこれを行なっているので、 「金錢貰受借受」 判例の混乱を招来する大きな素因ともなった基本的問題の一つであったが、 あるい 判例法の上で礼物、 は「酒食被振舞候迄ニて」の二つの要素に整理され、 ここではくりかえさな 礼銭の概念、 ある は い 酒 ただ、 食ニ泥ミ」 ここではこの条文をめぐっての 0) これらは文政元寅年の 取扱い 以後の裁判例も全部これ などとともに 種 評 議に 0) 主

Ļ 例 るをえない。 忠実であるならば全然問題となりえない事柄であっただけに、これを公然と認知した本評議の意義は大きいといわざ の上で問題にされてきた、 以 かしながら、文政元寅年の評議出現の意味は決して右につきるものでは 後 0) 裁判に明確な指針を示したという事実である。 牙保の犯人を本犯の行為の態様ないしは科刑に即応させて処理をするという考え方に関 この問題は元来、 御定書の予定外の事柄であり、 なかった。 すなわち、 これまでとかく判 御定書に

ことを指摘するにとどめておく。

たがって判断されるようになったから、

ここに牙保に関する前掲御定書の規定は実質的意味を失ってしまったとい

カュ る態度を、 そこで、このような文政元寅年の評議の意義はそれとして、ここにいたるまでに幕府裁判所がとりつづけてきたか ここでもう一度その出発点にたちかえって考えてみる必要がある。

犯 存預候もの」、 してこれを定めている。 の行 すなわち、 為の 態様や科刑などは問 御定書は贓物罪の諸類型を規定するにあたり、 盗物と乍存下直ニ買受候もの」のごとく、 これは贓物罪の規定のあり方としては至極当然のことであり、ここでは全くその贓物罪 題とされ てい ない。 その犯罪の特別構成要件を純然たる贓物罪 「盗物と乍存世話いたし配分へ不取もの」、 の行為に限定 「盜物と乍 の本

カ るに、 御定書は右の 般的 な規定のほ かに、 唯一つではあるが例外的な規定も設けている。 贓物運搬 に関 す

5

犯との共犯関係を疑

わせられるような

待機している状態はしばしば盗賊之外見と紛わしいものにもなりかねなかった。このことは贓物の運搬がしばしば本

贓物の運搬そのものが本犯の実行行為にほぼ接合した形で実行される可能性の多い犯罪であったからであり、こ

危険な立場にあったことを推測させるが、

これ

はあらためて考えるまでもな

の点、

すでに本犯の窃盗が完全に終了し、

時間:

的にも空間的にも距離をおいて実行される、

牙保その他

のば

あ

より

本犯との

関連

御定書がとくに贓物の運搬に関してだけ、

本犯との関係ははるかに密接なものであったといえよう。

夏保 二年运

一家藏江忍入候盜人ニ被賴盜物持運配分取候もの

規定がこれである。

例外的

なものではあったが、

本条の牙保罪判例に与えた影響はきわめて大きく、

敲之上輕追放

前述

の幕

府裁

贓物運搬は、 代表させ、 するが、 カゝ 判所の態度も本条と切り離しては考えられ のものが全然ないわけではないが、それにはまず忍入之盜に関する贓物運搬を規定することによってこの種の規定を の窃盗、 よって行われる窃盗 ら、これにはあえて運搬担当のものまで考える必要が ここで法がとくに贓物の運搬を忍入之盗に結びつけて規定したのは、 事柄の性質上運搬者は多くは窃盗現場近くに待機し、これの終了をまって行動することになろうから、 たとえば戸明之盜などは多くは昼間行われ、その贓物の量も前者に比してはるかに少ないのが常識であった は、もとより盗の共謀はせず、盗本犯の窃盗実行後の贓物の運搬だけを依頼され、これを実行したものに関以下これを基準としてその処理をはかるという方針だったのではないかと思われる。ところでこのような であり、 それは概ね夜間に行われ、 な なかったからであろう。 かつ大量の盗物が予想されるからであり、これに反して通 忍入之盜が家蔵等への強力手段による侵入に もとより、 このばあいでも運搬担

牙保、 理そのもの なく、 ることとなったのである。その際しばしば前掲贓物運搬に関する御定書の規定が援用され、 拡大させていったのであり、このことは前述配分の問題をめぐる見解の不統 は れるものでない点にあった筈である。 た先例が引合いに出されるなど、 論理的に しか 評議はこうした判例の混乱を終熄させ、 寄藏あるいは散買等々をなすことにあり、 ち が は おら首肯できるとしても、 日日日 、徳川刑法のばあい、当初は贓物運搬のばあいにのみ子定されていたものであったからである。 正しくはないであろう。 題 の本質を考えてみると、そもそも贓物罪が贓物罪たる所以は、本来本犯の行為とは直接関係なく贓 種々の議論を招いたのも、 この点贓物の運搬のばあいでも例外ではありえない 以後の幕府裁判所はこれを贓物の運搬に限定することなく、 とはいえ御定書立法者の現実的 これまでとかく雑然としていたこの法理に明 したがって贓物罪の科刑も本犯の行為の態様や科刑によって左右さ そもそも本犯と関連させて贓物罪 は判断 はそれ 一に加えて、 はそれ 事態を から、 確な形を与え、 なりに意味の あるいはその規定を援用 を云々するとい 前 層複雑なものに 牙保の分野にまで 述の 御定書の態度 ないことでも 確固 文政 たる原 、う法 元寅 物 す 0

されるが、 本犯たる窃盗が特殊 論を俟たな このように いずれにせよ、 ただ、 なもの、 鰄物の牙保なり、 当時 このばあ たとえば御場所柄之盗といったものであれば、 の贓物罪の牙保がその本犯の如何に左右される存在であったという基調 (刑の 運搬なりをその本犯との関連で考える傾向にあっ 加重の基準が前掲評議のそれに捉 容易にこれに左右され われ ts 别 た徳川 の判 断 刑 よっ 法 を運命に 0 腻 物罪 Ų, は変りはな あ は たこ その 注

かった。

則

へと発展させたものであった。

= カゝ らば右のような傾向 なり 態度は故買のば あい にもみられたものであろうか。 答は否である。

この二つの定型のいずれかに帰 ば た。このことは、 して盜物と乍存下直に買受候もの、 |種類の定型に帰着する。このばあい、 L すでに第三節でものべたように、 混乱にお ち 故買罪が最初から通常の故買と陰物買との二種類を明定していたこと、 たが、 ともかくも御定書を忠実に解釈 せしめられるということにもその原因 この三つである。 御定書は故買罪につい 陰物買という特殊な故買類型をめぐっては この三 て三箇条の規定を用意してい 一箇条は整理すれ し、これに適合させよう努力していた点で が あっ たの ば、 要するに陰物買と通常の贓物故買 カュ も知れ 種 々議 た。 *ts* しかもあらゆる故買 論があり、 陰物買、 ために 陰物の又買、 は 判例も 貫 して そ 0)

ころ、 物がつくり出されたかという、本犯の窃盗の態様などは全然考慮に入れていなかったのである。型をみとめていたにすぎないのであり、如何なる物を故買したかは問題にしなかったし、いわん 本犯との相対の存在を考えてい なかろうと、 ところで、すでに指摘したように、 故買の方法に関するそれであったといえる。すなわち、法は如何なる方法で故買をしたかにつき、二種類の相対の存在を考えていたのに対し、後者はこの要素を欠くものとされていたから、両者の相違は窮極す を遵守し たから、 一切これを斟酌しなかった。その徹底の仕方は、前節註(25)(26)でも指摘したように、 その故買の対象が「御場所柄之盜」によるものであろうと、 故買における陰物買と盜物買との差異は、 如何なる物を故買したかは問題に 前 者にその要件として故買に またその贓物が わんや如 判例 何、に、 は忠実に 口 いいてその贓二種類の定 ŀ 事 通 件に ے 先 0)

ける牙保と故買のそれぞれの 府 裁 判所をつよく捉えていたの カン らば きりとした二定型が 如何にしてこのような相違、 あって、 処理の仕 は 贓物罪としての牙保と故買が本来具有していたそれぞれの性格 方 他の要素を介入させる余地 が生じたのであろうか。 0) 相 違に も明 瞭にあら それ わ れ 0) 7 は前述のごとく、 ts かっ Ų, る。 たことも一 因であろうが、 故買に通常の 故買、 0) やは 相 違に対する 物買 0) 39 (2-4 · 49) 195

らか。 ったのであり、 り、また贓物の法律上の処分を周旋媒介することによって、本犯の行為を完璧なものたらしめる協力者たる性格 に対し、 旋をする行為であり、これはとりもなおさず本犯の実行行為後の本犯への協力行為であるといえるからである。これであったが、牙保はこれにつづくものであるとする判断である。けだし、牙保は贓物の売買・交換・質入等の媒介周 を大いに異にするといえる。 であったが、牙保はこれにつづくものであるとする判断である。 すなわち、 しかりとすれば、当時の幕府裁判所は贓物の運搬、 故買は本犯の協力者というよりは、むしろその取引の相手であり、 前述のごとく、贓物罪をその本犯との関係において眺めるとき、一番密接した形をとるのは贓物の これらを同類 (共犯)とまではみないにしても、それに近いものとみる考え方があったのでは これを要するに、 贓物の運搬、 牙保をいわば事後従犯的なものと観ずる立場を捨て切れ 牙保には、 それぞれ贓物の所在を移転させることによ 贓物の運搬はもとより、 牙保ともその なかろ があ 趣

てきわめて対照的 ずれにせよ、われわれは徳川刑法の贓物罪がその運搬および牙保と故買とに関して、その本犯との関連をめぐっ な問題というよりは、 故買をどのように理解していたかにかかわる問題であったから、これはたんにその処理に際しての技 な取扱いを示していたことを知った。このことは、 **贓物罪全体の性格にも関する問題であったといわなければならない。** 前述のごとく当時の幕府裁判所が贓物罪として

ためにこれを本犯の態様、

種類等と分離して考えることもできなかったといえなくもないであろう。

れわれに与えるものであり、 たこともさることながら、 まこれらを綜合して一つの展望を試みるならば、 当時の贓物罪が未だ財産罪たる本犯から完全に独立性を確立するまでに至っていなかったという印象をわ たとえば贓物の運搬、 結局、 徳川刑法の贓物罪がいちおうは整然としていた御定書の規定を始とし、 牙保の処理にあたって、 故買罪において通常の故買と陰物買の二つの定型を予定してい たえずその本犯の態様等に拘泥していた思 複雜多岐

法としての徳川刑法の一つの限界を見出すのである。 処に残していたところに、その性格の一端を窺うことができるのであり、 なその犯罪類型に対処して種々の興味ある法理を展開させておりながら、 同時にこの点にこそわれわれは封建社会刑 なお一面では未熟ないし不徹底な箇所を随

た。 徳川刑法では、 政研究第二七巻第一号一五頁以下)参照。 古類集三(一六〇)天明八・盗賊外見之儀ニ付評議、 共謀の上窃盗の見張をなせば、 実行者と共同正犯の関係にあるものとみなし、 および拙稿「徳川幕府刑法における共犯闫」 同、罪、 K

処

L

(法

Ü